

事件番号 令和6年(ワ)第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 〇〇〇〇 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

原告ら第4準備書面

2025年5月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 原田 彰 好

同 浅岡 美 恵

同 小島 寛 司

目次

第1 危険な気候変動に対する火力発電事業者の排出削減義務の前提となる科学的 事実及び国際合意について	6
1 今日、地球温暖化による危険な気候変動問題は、科学的不確実性のある問題 ではなく、科学的に確実で深刻な問題で、その未然防止が原則であり、カーボン バジェットを踏まえた確実な緩和策（排出削減）が必須であること	6
2 原告らは危険な気候変動による被害を受けた生活を余儀なくされており、影 響は今後さらに激甚化すること	7

3	被告らの追加的排出は、その排出量分、温暖化を進めること	11
4	1. 5°C目標に整合しない排出行為は違法となること	14
5	電力部門は優先かつ先行して脱炭素化が求められている部門であること ..	16
6	原告らは気候変動の危険に気付いた最初の世代であり、気候変動に対処できる最後の世代であること	19
第2	不法行為に基づく差止請求が認められるべきこと及びその要件	22
1	危険な影響をもたらす気候変動の原因となるCO ₂ の排出については、未然防止原則に照らして差止請求権が発生すること	22
2	民法709条に基づく差止請求が認められるべきこと	23
(1)	民法709条の制定経緯から、差止請求が認められるべきこと	23
(2)	裁判例において民法709条に基づく差止請求が認められていること ..	24
3	民法709条に基づく差止請求	26
第3	被害発生とその蓋然性	26
1	被告らのCO ₂ 排出による被害発生の因果の流れ	26
(1)	因果の流れ	26
(2)	気候変動により短期的・長期的事象が発生し、激甚化すること	27
2	被告らのCO ₂ 排出による被害発生の蓋然性が認められること	28
(1)	気候変動による極端現象が人々に広範な損失と損害をもたらしていること	28
(2)	被告らの排出がなければ、その分、温暖化の進行が減退すること	29
3	気候変動による原告らへの被害のとらえ方についての留意	31
(1)	原告らの被害は既に生じており、不確定要素に左右されないこと	31
(2)	原告らは若年者であり、今後の被害発生も不確定要素に左右されないこと	31
(3)	被害は時間軸を限定せず、原告らの生涯を通して把握されるべきこと ..	32
(4)	原告らの被害は、原告らの個別的権利の侵害であること	33

(5) 小括	35
第4 気候変動の悪影響を回避するために、被告らにCO ₂ 排出削減義務があること	36
1 被告らの不法行為法上の排出削減にかかる注意義務の根拠	36
(1) 原告らの権利又は法的利益の侵害を防止するために不法行為法上の注意義務が認められるべきこと	36
(2) 危険な気候変動の影響は科学的に確実な危険で、カーボンバジェットを踏まえた緩和策（排出削減）によつてのみその危険を最小化できること（予見可能性）	38
(3) 被告らに結果回避義務が認められること及びその水準は原告らが請求の趣旨において求めている水準とされるべきこと	43
(4) ハーグ地裁に続き、高裁の判決も排出削減義務を認めたこと	45
(5) 小括	48
2 被告らに結果回避義務としての排出削減義務が認められることは、国連ビジネスと人権指導原則等によつても裏付けられること	48
(1) 国連指導原則（訴状96頁～101頁）	48
(2) OECD多国籍企業行動指針（2023年改訂）（訴状101頁～104頁参照）	49
(3) 国連グローバルコンパクト、その他の取組について（訴状104頁～105頁参照）	49
(4) 企業が個別の責任を負うことについて国際的コンセンサスが形成されていること	49
3 共同不法行為関係と割合による削減	50
(1) 被告ら10社の共同不法行為関係	50
(2) 応分の責任に基づく割合的な排出削減義務	53
(3) 小括	55

第5	被告ら火力発電事業者の排出削減責任.....	55
1	被告らが属する電力セクターは、最初に排出を削減し、実質ゼロとすべきとされているセクターであり、それが可能であること	55
	(1) 被告らが排出するCO ₂ が気候変動を進行させること.....	55
	(2) 被告ら電力事業者は他の部門に先行して排出削減が求められており、1.5°C目標実現のための国際水準は被告らの最低限の削減の水準であること ..	55
2	被告らの排出削減に関する主張について.....	56
	(1) OCCTOの見通しについて.....	56
	(2) 石炭火力におけるアンモニア混焼、LNG火力における水素混焼は火力発電設備の延命策であること	57
	(3) CCSも高コストで削減効果が不十分であるうえ、そもそも、火力発電及び鉄鋼などの産業部門からのCO ₂ の年間排出量（2023年で6億トンを超える）に照らして国内に貯留可能な場所も乏しく、現実性に欠け、火力発電の利用を延命させる宣伝に過ぎないこと	59
	(4) 再生可能エネルギー拡大の可能性	60
3	被告らの排出削減目標及びその方策は極めて不十分であること	61
	(1) 被告らの排出削減計画及びその実態.....	61
	(2) 被告神戸製鋼所の排出実態と今後の見通しについて.....	61
	(3) 被告関西電力の排出削減計画及び実績と今後の見通しについて	67
	(4) 被告神戸製鋼所及び被告関西電力は1.5°C目標の実現に向けて応分の負担をする意思を示していないこと	71
第6	被告らによる求積明について.....	71
1	民法709条に基づく差止請求権について.....	71
	(1) 民法709条の定める要件を充たせば、差止請求権が発生すること....	71
2	「国際的な公序」について.....	72
	(1) 「国際的な公序による基準」に基づく水準を下回る削減は、原告らに対す	

る違法な権利侵害となること.....	72
(2) 民法90条にいう「公の秩序」について.....	72

第1 危険な気候変動に対する火力発電事業者の排出削減義務の前提となる科学的 的事実及び国際合意について

1 今日、地球温暖化による危険な気候変動問題は、科学的不確実性のある問題 ではなく、科学的に確実で深刻な問題で、その未然防止が原則であり、カーボ ンバジェットを踏まえた確実な緩和策（排出削減）が必須であること

2022年1月18日に首相官邸で開催された「クリーンエネルギー戦略」に関する有識者懇談会で、大塚直教授（早稲田大学）は、気候変動は、「かつては人為的活動に伴うGHGの排出と気候変動の関係については科学的な不確実性があるとされていたが、今や科学的な不確実性の乏しい問題、つまり、（環境法の基本原則である）「未然防止原則」の問題となったのであり、「「現在世代」のためにも「将来世代との衡平」のためにも、十分な気候変動（緩和）対策が必要となった。」と断言した。そして「COP¹26でも、1.5℃努力目標の追求の決意が確認され、気候変動対策にとってこの10年が決定的に重要であるとされており、わが国もこの地球的課題に真剣に取り組む必要がある」と念を押した（甲A10・1頁）。気候変動の科学と国内外の政策についての法学の第一人者である大塚教授のこの点についての評価は重い。

危険な気候変動による被害の未然防止に必要とされる十分な気候変動対策とは、科学に基づくGHGの排出削減の実行である。大塚教授は、「わが国における各年の目標を設定するために、IPCC²の評価報告書にもみられる、許容炭素排出量（炭素予算。カーボンバジェット）の考え方を重視する必要がある」と述べ、1.5℃目標に不可欠の残余のカーボンバジェットを踏まえた排出削減経路の重要性を指摘している（甲A10・1頁）。IPCC第6次評価報告書

¹ 気候変動枠組み条約締約国会議

² 気候変動に関する政府間パネル

が示す1. 5℃の気温上昇を抑えるための排出削減は、2030年までに世界全体でCO₂排出量を2019年比でほぼ半減させ、2050年までに排出を実質ゼロにするという経路による削減である。「十分な気候変動対策」の必要性がいかに切迫した課題であるかがわかる。

大塚教授も指摘しているように、残余のカーボンバジェット量が極めて限られてきていることはイギリス、ドイツの気候変動対策関連法で重視され、2021年のドイツの連邦憲法裁判所の決定、2024年4月に公表された欧州人権裁判所のスイス国に対する決定、ロイヤルダッチシェルに対する民事訴訟におけるハーグ地裁、同高裁の判決でも、危険な気候変動の悪化予測とあわせ、排出削減の必要性の最も根本的な根拠となる科学的事実とされている。

しかしながら、被告らは原告らの訴状第4及び第5に記載する科学的事実を「不知」とし、「推定値に過ぎない」などと述べて、IPCCの報告書に向き合おうともしていない。危険な気候変動を回避するために科学的根拠をもって将来予測を行っているものであって、およそ気候変動にまじめに向き合っていないことを認めるに等しい態度である。

いわゆる神戸石炭訴訟にかかる2025年4月24日の大阪高裁判決は残余のカーボンバジェットに踏み込んで言及した（同判決36～39頁）日本で初めての判決であるが、その重要性は国際社会において異論のないことを直視せず、「各国への配分基準が一義的に明確に定められていない」などとして、カーボンバジェットを被告らの排出削減義務の判断基準とはしなかった。この点については本件事件の今後の審理における重要な論点である。

2 原告らは危険な気候変動による被害を受けた生活を余儀なくされており、影響は今後さらに激甚化すること

被告らは、「原告らの請求は、畢竟、将来における（現時点では発生しておら

ず、また将来発生する蓋然性もない）不法行為の予防を、現在において求めるもの」（被告神戸製鋼所準備書面（1）6頁。下線は原告ら訴訟代理人）とか、「地球温暖化による気候変動によって、将来の一定の時点で原告らの居住する地域において何らかの被害が発生する可能性の有無・程度や、現実には発生する災害等の内容・程度、現実には災害等が発生する場所等には様々なものがあり得る。」（被告JERA準備書面（1）9頁等）などと述べて、原告らへの気候変動の影響を否定するが、原告らを取りまく気候危機の現状はそのような悠長なものではない。

原告らは既にその日々の生活において危険な気候変動の影響を受けている。例えば、日本で特に顕著な被害である暑熱の影響は、原告ら第3準備書面16頁に示したように、原告らの居住地ですさまじい高温化が現実のものとなっている。

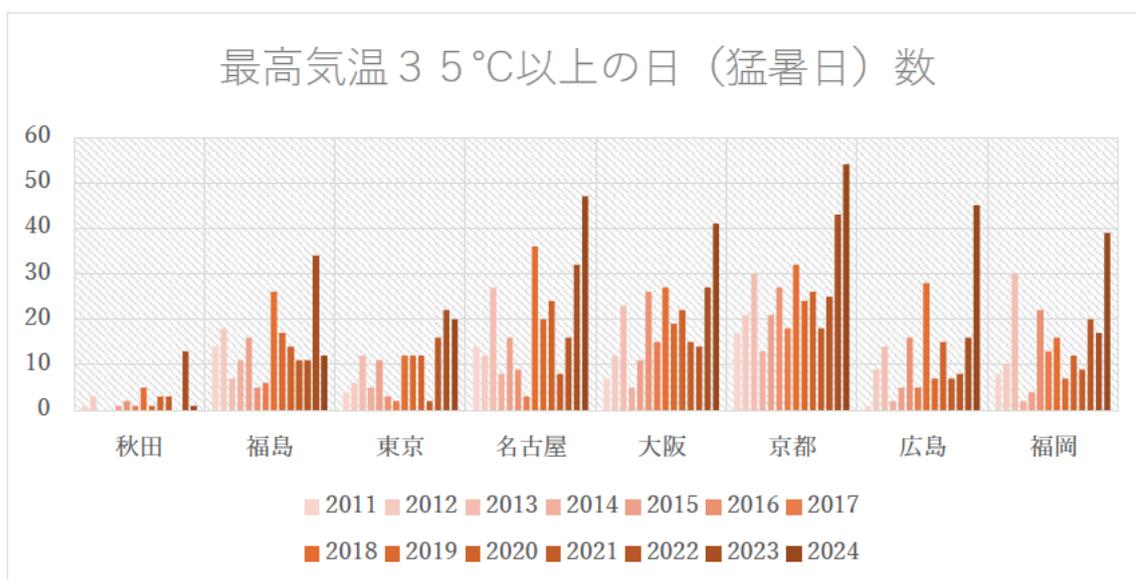


図1 最高気温35℃以上の日（猛暑日）数

出典：気象庁データより原告ら訴訟代理人作成

既に、屋外での運動や仕事、移動、屋内でも仕事や学習その他の日常生活上の甚大な制約が生じているし、たびたびの注意喚起がなされているなかでも、

2024年5月から9月までの熱中症による死者数が2000人（救急搬送者は9万7000人）を超えたように、生命の危機と隣り合わせの状況となっている。原告らも、すでにこれまでとは生活が一変し、あらゆる活動が制約を受け、睡眠も妨げられている。エアコンに頼らざるを得ず、光熱費の高騰による経済的負担も高まっている。海水温の上昇により、北海道や東北地方でも豪雨・豪雪が激甚化している。原告らの生活環境の変化とその影響は「抽象的」のではなく「具体的」な被害であり、欧州人権条約第8条に規定されるような「私生活及び家族生活の尊重を受ける権利」の侵害にあたる。

2020年現在で地球平均気温は産業革命前から約1.2℃上昇したが、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告によれば、50年に1回発生する極端な高温の発生頻度は、1℃と1.5℃の上昇では約1.8倍、1℃と2℃の上昇では約2.9倍にもなると予測されている（甲B4・18頁）。被告らからの大量のCO₂排出が続くことで、その排出量分、大気中の濃度がさらに高まり、地球の平均気温が上昇し、生命や健康をより脅かされ、さらに後戻りができないティッピングポイントにも至る。そのエレメントの一部では既に、後戻りできない段階に近づきつつあることが報告されている。

いわゆるアジェンダ事件において、ハーグ高等裁判所は「現代世代の住民が生命を失いまたは家庭生活に混乱がもたらされる深刻なリスクに至る危険な気候変動の現実の脅威が存在する」（甲A8・4.7～4.8）とし、オランダ最高裁判決は、危険な気候変動による「**現実で切迫した危険**」とは、**真正で切迫した危険**という意味である。「切迫」とは、その危険が実現されるまでの期間が短期間でなければならないという意味での即時性をいうのではなく、むしろ、**問題の危険がそれに巻き込まれる人々を直接脅かす**という意味である。」（甲A8・5.2.2）と判示した。

気候変動問題に対する法的対応においては、ここに示されているように、現在の生活上のさまざまな被害が、危険な気候変動の影響としての深刻かつ重大

な健康や生命、生活基盤が脅かされる危険との連続線上にあること、すなわち、現在の気候変動の影響の深刻さ、重大さについての認識が不可欠である。

同判決は「地球上の温室効果ガスの排出が適切に削減されなければ、とりわけ若者（若者だけに限らないが）は、その一生のうちに気候変動の悪影響を受けうることは明らか」とのハーグ控訴審判決を引用している（甲A8・4.7）。

本件訴訟の原告らは10代から20代の若者であり、彼らが30代、40代になる頃に何が起こるかは、科学者でなくとも容易に想定できるが、2025年5月7日に英国科学誌ネイチャーで公表された報告³は改めてその影響の大きさを数量的に示したものである。原告らがさらに深刻な影響を受けることには「高度の蓋然性」があることは、社会的にも争いのない事実である。

また、これらの影響は原告だけでなく、今日の日本では広く一般市民にも及んでいる。多くの人々にその影響が及ぶことは、危険な気候変動そのものの特性であり、これこそが問題の重要性、排出削減の不可避性を示すものであって、原告の具体的被害の存在を否定するものではないことはいうまでもない。このような被害を可能な限り最小化しようとする国際社会の取組みが「1.5℃目標」である。

しかし、例えば被告神戸製鋼所らは原告らの危険な気候変動による被害を、「差止めを受ける者にとっての予測可能性が担保されるよう、客観的に内容及び外縁が明確かつ具体的で、かつ、排他的な司法的救済を認めるに値するだけの内実を備えた利益」でなく、「法的に保護すべき利益とは認められない」（被告神戸製鋼所準備書面（1）9～11頁）と主張している。被告神戸製鋼所のこうした主張が、気候危機が取り返しのつかない段階に至り、原告らが命を奪われたり、重篤な疾病に至ったりするまで被告らには排出削減の義務が生じないという趣旨であれば、人々に、座して死を待てというに等しい。かつて、熊

³ <https://www.nature.com/articles/s41586-025-08907-1>

本水俣病事件（熊本地方裁判所昭和48年3月20日判決（判タ294号108頁・判時696号15頁））でも、「本来工場は住民の生命・健康に対して一方的に安全確保の義務を負うべきもの」であり、「予見の対象を特定の原因物質の生成のみに限定」することは、「環境が汚染破壊され、住民の生命・健康に危害が及んだ段階で初めてその危険性が実証されるもので、明らかに不当」として被告の同旨の主張を排斥したが、この指摘は気候変動被害においてまさに当てはまる。

不法行為法の本旨は、既に指摘した危険な気候変動の危険な被害の未然防止のために意義をもつものであり、原告らが不法行為法に基づいて本訴を提起したのは、被告らの加害行為とこれらの被害構造に最も即しているからである。被告らのこのような主張は、危険な気候変動についての科学的事実を真摯に受け止め、原告ら及びさらに多くの若者たちの被害に向き合ってCO₂の排出削減を実行する意思がないと述べるに等しいものである。

3 被告らの追加的排出は、その排出量分、温暖化を進めること

被告らは、「二酸化炭素の排出削減方法も、どのような排出源からの排出をそれぞれの程度削減するかによって無限にあり得るところであり、二酸化炭素の排出を削減すべき排出源及びその削減量があらかじめ一義的に定まるわけではない。この点において、例えば大気汚染物質の排出による健康被害の場合に、排出される有害物質が人体に取り込まれて悪影響を及ぼすのを防止するために有害物質の排出源による排出を差し止めることが一義的に必要になることとは根本的に異なっている。」（被告JERA準備書面（1）16頁）などと主張する。

地球温暖化による危険な気候変動の影響とNO_xやPM_{2.5}など大気汚染物質の影響とは、その被害発生の構造が異なる。後者ではその影響が大気汚染

物質からの排出量に加えて排出行為との地理的・時間的近接性に係るが、CO₂の影響はその排出との地理的・時間的近接性には意味がなく、累積的排出総量のみに係る。気候危機の回避のために排出削減が不可欠であることは争いがなく、神戸石炭訴訟控訴審判決も、危険な気候変動による人権侵害を回避するためには、①1.5℃目標の下での世界各地からの多様なCO₂排出の急激な削減、②カーボンニュートラルの実現、③CO₂濃度の上昇の緩和から安定化へ、④1.5℃目標の達成、⑤人権保護との経路を辿る必要があることを認めている。排出削減の必要性はまさに「一義的に」確認されているのであり、この特性を踏まえた対策が求められている。

気候変動の駆動要因となる放射強制力は、1750年以降の大気中のCO₂濃度の増加である（甲B1・11頁）。大気中のCO₂濃度はこの10年にも、400ppm（2013年）から430ppm（2024年）に近づいている。IPCC第5次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約は、2100年までに濃度が約450ppmCO₂eq以下に抑えられれば2℃未満となる可能性が高いとしている（甲B2・22頁（36枚目））。ところが、この間、年間2%程度の割合で上昇してきたが、2024年は過去最大である3.5%もの増加が確認された⁴。この原因としては、2023年から2024年にかけて発生していたエルニーニョ現象に起因する高温や干ばつ、森林火災による二酸化炭素排出量の増加・陸域植生の面積や光合成量の減少、人為起源二酸化炭素排出量の増加の影響などが指摘されている。

⁴ 環境省報道発表「地球全体の二酸化炭素濃度の年増加量が過去14年間で最大に～いぶき（GOSAT）による2024年の観測速報～」
(https://www.env.go.jp/press/press_04307.html)

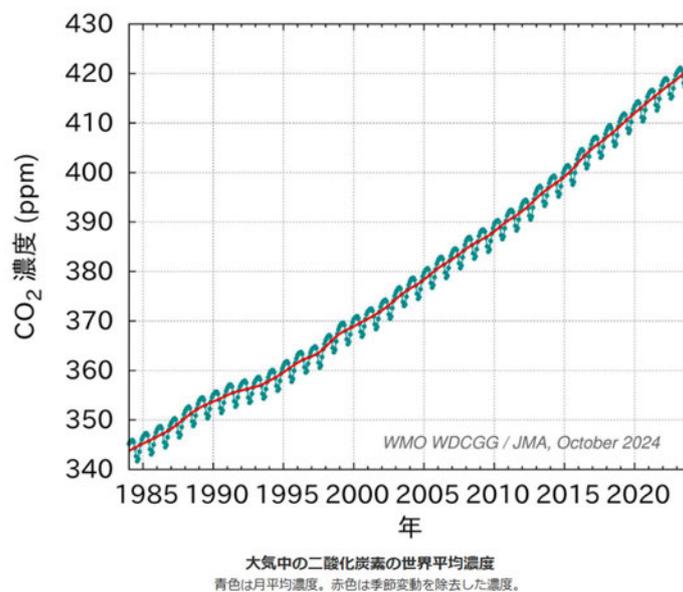


図2 大気中の二酸化炭素の世界平均濃度

出典：[温室効果ガス世界資料センター](#)（WDCGG）

IPCCはCO₂の累積排出量がほぼ比例的に地球温暖化を進行させており、一定の気温上昇で温暖化を止めるには、今後の排出量は限定され（残余のカーボンバジェット）（IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告 甲B1・25頁）、今後、人為的排出が続けば気候災害がさらに激甚化・頻発し、適応の限界を超えつつある（IPCC第6次評価報告書第2作業部会報告）と警告した。

「CO₂排出行為が世界の平均気温上昇につながることは科学的裏付けがあり、地球温暖化による気候変動により最終的に生命・身体・健康が脅かされ、世界の市民にその侵害が広がりうることは否定できないのである（神戸石炭訴訟・大阪高裁判決45頁）。

ここで、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告の図SPM10（甲B4・28頁）の意味が正しく理解される必要がある。いかなるCO₂排出も、地球温暖化を進行させ、気候変動を悪化させる。「温暖化に寄与しない排出はない」ということである。

Every tonne of CO₂ emissions adds to global warming

CO₂排出が1トン増えるたびに地球温暖化が進行する

累積CO₂排出量 (GtCO₂) の関数としての1850～1900年以降の世界平均気温の上昇 (°C)

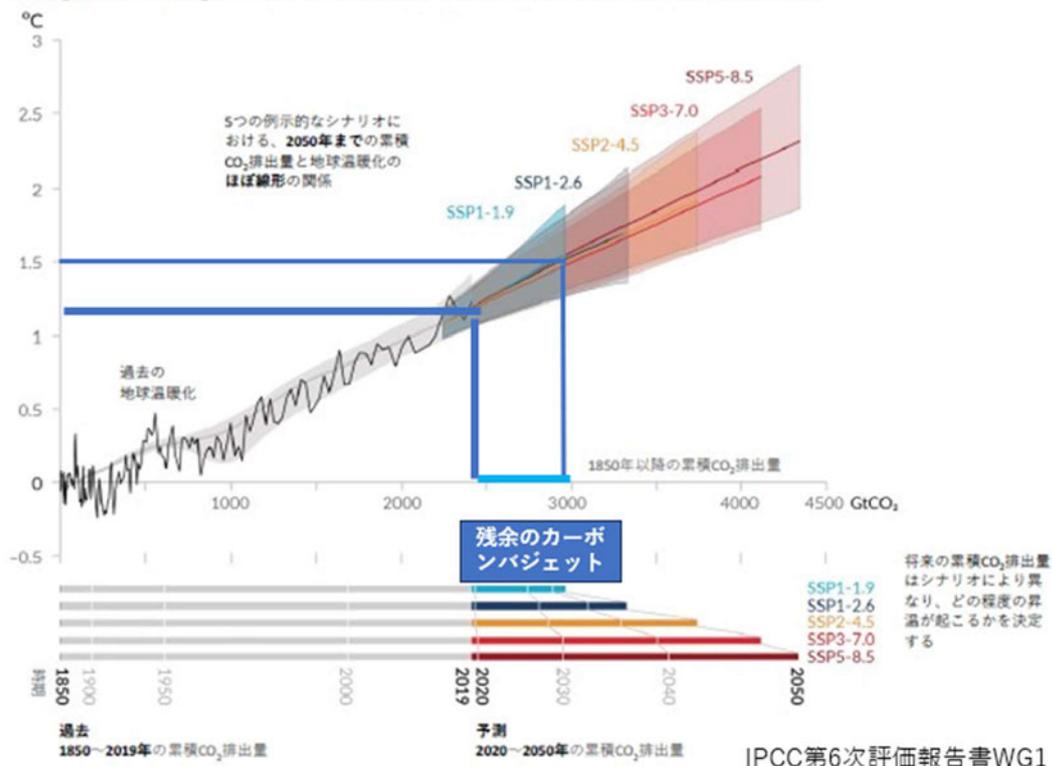


図3 累積CO₂排出量と世界平均気温の上昇量との間のほぼ線形の関係

(甲B4・SPM10に原告ら訴訟代理人加筆)

4 1. 5°C目標に整合しない排出行為は違法となること

危険な気候変動を回避するためには、気温上昇を産業革命前から1.5°Cに抑えることが必要であり(甲B3の1・IPCC 1.5°C特別報告書等)、そのために世界全体で排出できる残余のカーボンバジェット量は2019年段階で50%の確率でも約5000億トンに過ぎないことを示した(甲B4・29頁表SPM.2)。温暖化は既に危険な段階にあり、これからのCO₂排出量はどれも、さらに地球温暖化を進める。1.5°C実現の切迫性を受け止め、国際社会の協力のもとに、科学的事実と国際的合意をいかに実現していくかが、

まさに今日的課題である。各国の主要な排出源である大規模排出事業者もまた、応分の削減責任を負うことは免れない。それは法的責任といえる段階に至っている。

被告らのCO₂排出を継続する行為についての不法行為責任において、**危険な気候変動の重大かつ深刻な影響の帰結の「予見可能性」**は、もはや法的争点でもない。「**結果回避可能性**」もIPCCによって示されている。パリ協定の採択（2015年）、発効（2016年）、グラスゴー気候合意の採択（2021年）はその証左でもある。50%の確率で大きくオーバーシュートすることなく、1.5℃の気温上昇を抑えるための最新の経路は、IPCC第6次評価統合報告書の表SPM.1である（甲B6・29頁）。原告らは本件訴訟において、被告らに、最低限の削減として、その中央値での排出削減を求めている。

IPCCによる評価報告書は公表された科学論文を評価したものであり、この表に幅があるのはそのためであるが、同表の経路で1.5℃に抑えられる可能性は50%の確率にすぎない。被告ら火力発電事業者は最も早期に脱化石燃料を実現すべきセクターであることには国際社会において異論がなく、少なくとも中央値の削減は最低限の基準というべきである。

いわゆるシェル事件におけるハーグ控訴審判決も明確に、「気候問題に大きく貢献し、その対策に貢献する力があるシェルのような企業は、その企業が事業を営む国の（公法上の）規則に明示されていないとしても、危険な気候変動に対抗するためにCO₂排出量を制限する義務があるという見解である。したがって、シェルのような企業はパリ協定の目標を達成する責任を負っている」と判示している（甲A21の2・12頁、7.27）。

シェルは地裁判決後、2030年のスコープ1、2⁵の削減目標を2016年

⁵ スコープ1は自社での化石燃料の燃焼などによる直接排出、スコープ2は自社が購入・使用した電力、熱、蒸気などのエネルギー起源の間接排出をいう。なお、スコープ3はスコープ2以外の間接排出（自社事業の活動に関連する他社の排出）をいう。

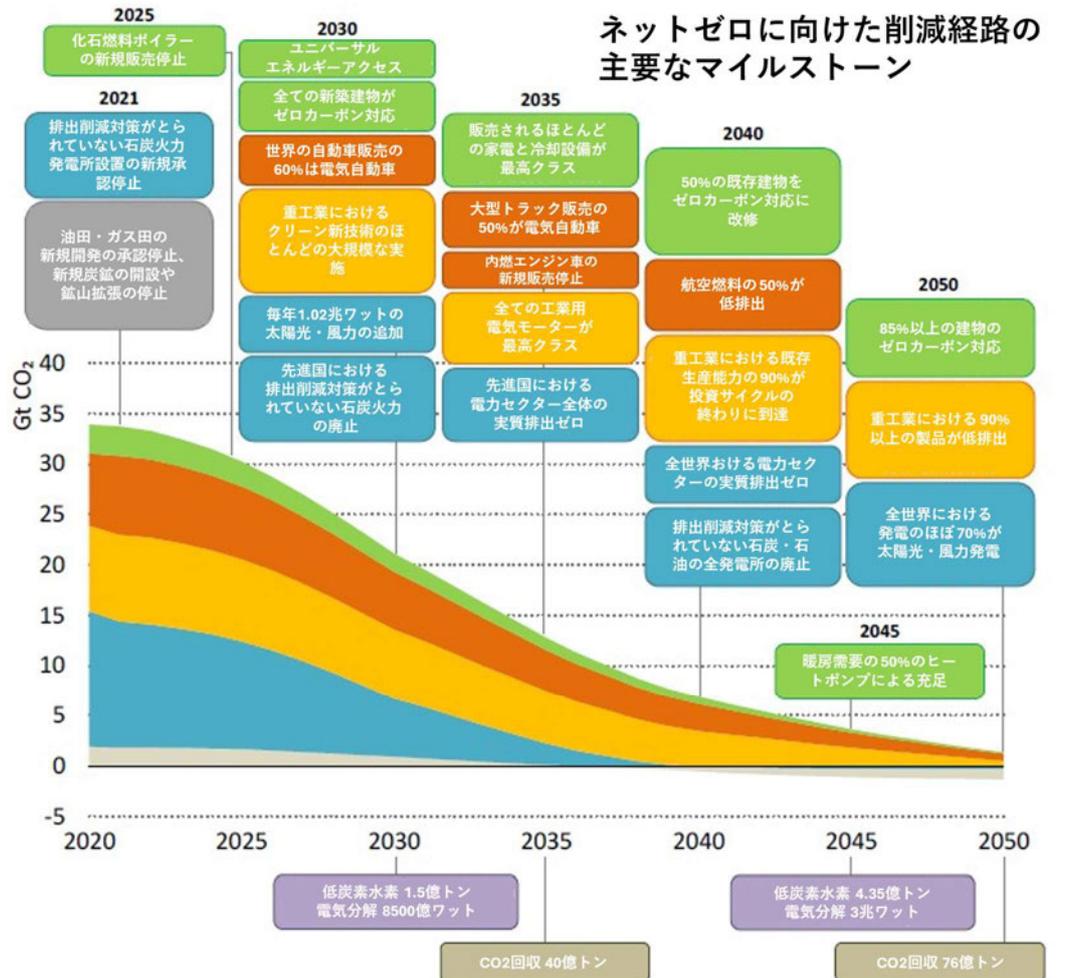
比20%削減から50%削減に引き上げた。これは2019年比では48%削減に相当する(同12頁、7.64。なお、この水準は本訴訟で原告らが求めているのと同等の水準である)。ハーグ控訴審裁判所は、その不履行に差し迫った法的義務違反がないとして、棄却したに過ぎない(同13頁、7.65、7.66)。

5 電力部門は優先かつ先行して脱炭素化が求められている部門であること

電力の脱炭素化は優先かつ先行して進める必要があることは科学が指摘し、かつ各国の共通認識である(甲A16号証・「気候再生のために」高村ゆかり教授(東京大学)、「世界」連載第28回)が、被告らはこれを「不知」とか「争う」とか、「否認」とさえ述べる。

しかし、訴状で指摘したIPCC第6次評価報告書第作業部会の指摘(訴状89頁 図33)に加え、OECDのエネルギー部門であるIEAは「2050年に向けたNet Zeroロードマップ」(甲B104(2021年))で、石炭火力発電を優先的に廃止し、先進国は2030年までに排出削減対策のない石炭火力を実質ゼロとし、2035年までに発電部門の排出を実質ゼロとし、その余の国でも2040年までに発電部門での排出を実質ゼロとし、2050年の電源構成では再生可能エネルギーが約9割を占め、太陽光及び風力発電だけで7割を占めるロードマップを示している。

これは1.5℃目標の実現における残余のカーボンバジェットと経済合理性や導入の実現性を踏まえたうえでのセクター別配分を表したものである。



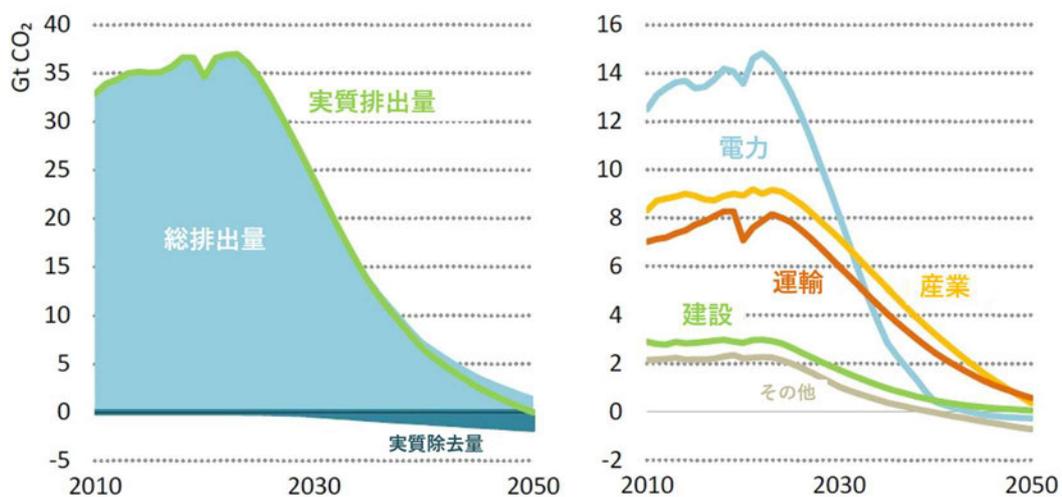
出典：IEA「Net Zero by 2050」20頁を翻訳

図4 ネットゼロに向けた削減経路の主要なマイルストーン

出典：IEA「2050年に向けたNet Zeroロードマップ」

同ロードマップ2023年Update版(甲B106)でも、部門別の削減経路が示され、電力部門の排出量が他の部門と異なり、顕著に早期に削減していく経路が示されている。

図2.2 NZEシナリオにおけるエネルギーセクターの総排出量及び総除去量、CO2実質排出量、セクター別実質排出量（2010年～2050年）



IEA. CC BY 4.0.

エネルギーセクターのCO2排出量は、2035年までに65%削減され、2050年までに実質ゼロを達成し、残存排出量17億トンと同規模の大気からの除去量で相殺されます。

出典：IEA「Net Zero Roadmap」62頁を翻訳

図5 エネルギーセクターの総排出量及び総除去量

出典：IEA「ネットゼロロードマップ 1. 5℃目標を維持するためのグローバルな道筋 2023年版（甲B106の2）

訴状図35（91頁）は、IEAの2022年World Energy Outlook（甲B105の2）の図であり、同旨である。

また、被告電力8社は「排出削減対策がとられていない」（Unabated）石炭火力の定義は明確になっておらず、見解が分かっている」（被告電力8社第1準備書面26頁）とも述べるが、その定義はIPCC第6次評価報告書第3作業部会報告（甲B5・34頁注54）やIEA 2050年ネットゼロロードマップにおける注（General note to the tables）（甲B104の2・193頁）などで示されており、化石燃料由来のアンモニア混焼による石炭火力はそこには含まれない。

このように、本件訴訟の被告らは最も早期に脱化石燃料化すべきことは国際社会に異論がない火力発電事業者であるが、そのことさえも争い、排出削減義務を争うものであって、自ら削減を実行する意思がないことを示すものである。さらに、国内法において排出削減が義務づけられていないことを理由とし、「そのような二酸化炭素の排出削減方法の選択・決定は、本来的に、エネルギー政策等を含めた政策的観点から、民主制の過程によって行われるべきもの」（被告JERA準備書面（1）16頁）として、司法の判断を排除しようとしている。新たな気候変動の深刻な課題に立法、行政が適切に対応せず、人権が損なわれているとき、司法の役割が求められていることはいうまでもなく、まさに、オランダ最高裁判決など多くの判決において世界の司法はその役割を果たそうとしているのである。

6 原告らは気候変動の危険に気付いた最初の世代であり、気候変動に対処できる最後の世代であること

地球温暖化による危険な気候変動の影響による被害は、原告らにおいても、人類が経験したことがない、生存にもつながる生活上の被害である。より危険な気候変動をもたらすメカニズムも、その影響の程度も、予見されている被害を回避するための方策は、非国家主体を含む各主体が排出量を削減し、より早期に実質ゼロにしていくこと以外に有効な手立てがないことも明らかになっている。このとてつもない気候変動がもたらす危険性について、本件裁判所を含む現在世代は、その重要性に気づいた最初の世代であり、解決しなければならぬ問題であることに気づき、対処することのできる最後の世代である。

国連を中心とした科学と国際政治交渉において多大の努力がなされてきたが、各国の削減目標を足し合わせても気候危機の回避の道筋に至っておらず、日本を含む国内政治の取組も、気候危機の回避に届いていない。こうしたなか、

世界の司法はこの新しい問題に、既存の法を生きた法とし、貢献しようとしている。

2024年2月14日、欧州人権裁判所は、「気候変動は世界共通の懸念事項であり、現代の最も差し迫った問題の一つ」であり、人為的な気候変動が存在し、それが人権の享受に対する深刻な現在および将来の脅威となっており、各国はこのことを認識し、効果的に対処するための対策を講じる能力を有している。緊急に行動を起こし、気温の上昇を1.5℃に抑えられれば、関連するリスクは低くなるとの予測は十分に信頼できること」を事実として認めた。シェルに対するハーグ高裁判決もこのことを引用している（甲A21・2頁、7.9）。

同年8月25日、韓国憲法裁判所も、危険な気候変動は市民の生命、身体の安全、健康だけでなく、自然環境や生活環境の全部または一部をも脅かす基本的権利であり、気候変動はそうした人権を侵害するものとし、韓国の気候変動に係る法が憲法違反であるとした（甲A19）。

そして同年12月13日、米国モンタナ州最高裁判所は、モンタナの若者たちの被害の訴えは十分に具体的であると認め、原告らの請求を認容した2024年の地裁判決を承認した（甲A20）。

日本でも、工業化が進むとともにもたらされた深刻な新しい被害形態に対し、司法がこれに応えてきた歴史がある。多くの訴訟で司法は、①当該訴訟の具体的事実関係における被告たる加害行為者の行った具体的行為の特定（事実認定）、②同事実関係において結果ないし損害の発生を回避するためにとるべき行為（規範的判断）の特定、を行ない、③①と②の間に喰い違いがあれば、過失と判断」（平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992年）26頁）してきた。それらの事件について、裁判所は過失概念の客観化、高度化、厳格化をもって、公害被害など新たな被害事案をその特質に対応して公正な解決を図ってきた。

水俣病も、工場での副生物の海や河川への排出という原因行為と水俣病への

罹患という被害との間に長い因果の経過があるが、昭和46年9月29日の新潟水俣病訴訟第一審判決（確定）は、その「因果の環の一つ一つにつき、逐次自然科学的な解明を求めるべきではない」ことを指摘し、「人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある」事業を営む場合の事業者は、「最高の技術を用いて調査し、これが結果に基づいて、生物、人体に危害を加えることのないよう万全の措置をとるべき」であり、結果回避のためには、「企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請される」とした。東京スモン訴訟判決（（東京地方裁判所昭和53年8月3日判決（判タ365号99頁・判時899号48頁）は、「過失とは、終局において結果回避義務違反をいう」のであるとし、「最高の技術水準」をもって、スモンの原因物質だけでなく、その「類縁化合物を含む調査義務」を課した。

また、近年で急速に進むデジタル化、IT化を伴うプラットフォームの責任についての法規制は極めて遅れている分野であり、2025年4月25日、東京地裁はアマゾンに「偽造品対策を講じる義務」を認めて賠償を命じ、「合理性のない出品削除の禁止」を命じた。本件訴訟において求められている役割に通じるものであって、社会経済状況の急速な変化に対応できていない立法、行政の不備を補い、不法行為法の注意義務を現代化することによって司法の役割を果たしているものとして評価できる。

地球温暖化による危険な気候変動の問題は、人類が経験したことがない地球規模の問題であり、その解決のために残された時間は少なく、刻々と減少しているが、どの国も国内法の整備は十分でない。日本の司法が、このような法の不備を理由とし、また、これまでの事案のための解釈に拘泥することは、破滅的危機を傍観し、放置するに等しい。世界の司法に並び、気候危機に向き合うことが求められている。

第2 不法行為に基づく差止請求が認められるべきこと及びその要件

1 危険な影響をもたらす気候変動の原因となるCO₂の排出については、未然防止原則に照らして差止請求権が発生すること

未然防止原則 (prevention principle) は、損害禁止規則 (no-harm rule) ないし環境に関する諸条約に基づく法規範であり、一定規模以上の損害が発生することを一定の確実性をもって予見できる場合には、国及び原因者が損害を回避する相当の注意義務を負うとするものである。

一方、予防原則 (precaution principle) は、事前対処行動をとらなければ無視できない環境損害が発生するおそれがある場合には、当該環境損害の因果関係等に関する科学的な不確実性を理由に、事前対処行動を控えることは正当化できないとするものである。

両者の違いは、予防原則が不確実なリスクを対象とするものであるのに対し、未然防止原則は、確実に予見される損害を対象とするものである。

これらの対比から、大塚直教授 (早稲田大学) は、「気候訴訟においても被告の過失は問題となりうるが、今日、IPCC (国連気候変動パネル) によって気候変動が人為的原因によって発生しつつあることが「疑いを容れない」とされているため (その意味では、気候変動は予防原則ではなく、未然防止原則の問題となっている)、大量の温室効果ガス (GHG) を排出している場合には、過失が認められやすくなっているといえよう。」と、IPCCの報告に基づいて気候変動による損害発生の確実性が高く、予防原則ではなく未然防止原則が適用される場面となっている旨を述べている (甲A22・早稲田法学第99巻第3号178頁)。

したがって、気候変動による損害発生の確実性が指摘されており、未然防止原則に照らしても、被告らは、国際的な公序が求める水準までCO₂排出量を削減する義務を負うのであり、差止請求権が発生する。

2 民法709条に基づく差止請求が認められるべきこと

(1) 民法709条の制定経緯から、差止請求が認められるべきこと

被告らは、民法709条及び同719条1項は差止請求の根拠とならないと主張する(被告JERA準備書面(1)5頁、被告神戸製鋼所準備書面(1)4頁、同6～7頁、被告電力8社第1準備書面51頁)。

しかしながら、大塚直教授による注釈民法の解説においては、「旧民法財産編386条1項に関して、本条(引用者注:民法722条)の原型を起草したボワソナードにおいては、フランス民法におけるのと同様に、不法行為については(差止を含むと解される)現実賠償の効果を認めるべきことを説いて」おり、また、「現行民法の起草委員である穂積陳重委員が本条(引用者注:民法722条)1項が準用する417条について「不便」(法典調査会民法議事(近代立法資料3)80頁)であるとして排斥したのは、原状回復賠償であり差止めは含まれていなかったことを指摘できる」として、「日本民法の沿革からは、差止めを不法行為の効果として認める余地があると見ることもできる」とされている(甲A23・新注釈民法(16)債権(9)397頁(民法722条〔大塚直〕))。同解説においては、「裁判上の救済手段として不法行為に基づく差止請求権が否定されるとすれば、不法行為が反復されまたは継続されるおそれがある場合において、物権的妨害排除請求権またはこれに準ずる妨害排除請求権でカバーできないときに、被害者を救済できなくなるのではないか。」とも記載されている(同397頁)。

したがって、日本民法の不法行為規定の制定経緯に鑑みても、不法行為の効果には差止めが含まれるというべきである。

(2) 裁判例において民法709条に基づく差止請求が認められていること

また、裁判例においても民法709条に基づく差止請求は認められている。

ア 名古屋地判昭和47年10月19日判時683号21頁（以下「名古屋地裁昭和47年判決」という。）

同裁判例は、製鉄工場からのばいじん排出の差止請求について、以下のとおり判示した。

「およそ何人であれ、この地上に生を享けている以上、平穏で快適かつ健康な生活を営む利益が保障されなければならないことは条理上当然である。

従って右利益が違法・有責な他人の行為によって侵害されその侵害の程度が著しく、かつこのような侵害が将来にわたって継続する高度の可能性が存在する場合には、被害者としては普段の免責事由の存在しない限り即ち侵害行為の社会的有用性、差止により加害者の蒙る損害の大きさおよび加害者の防除措置に対する努力等が右侵害避止義務を免責する程度のものでない限り加害者に対し一定の限度で右侵害の差止を請求しうるものと解すべきである。過去における違法有責な行為に対する被害者の損害賠償請求権を規定している民法第709条がこのような当然の事理を否定する趣旨を含んでいるものと解されるべきでない。」

とし、その上で、差止請求を一部の原告に対して認容する判断を示した。保護法益として平穏で快適かつ健康な生活を営む利益が承認され、この利益が違法、有責な行為によって侵害される場合（以上が一般不法行為の要件）、侵害の程度が著しく、その継続の高度の可能性があれば、特段の免責事由がなければ差止請求が認容されるとするものである。

イ 訴状で適示したその他の裁判例

そのほか、訴状で適示した裁判例も、民法709条に基づく差止請求権が発生し得ることを肯定している。

そもそも、大前提として、企業活動においては、人の生命・身体等に重大な危害を加える恐れのある場合には、企業活動を安全に管理する義務が

あるというべきである。なぜなら、企業の活動も、一般住民の生活保全との調和においてのみ許されるべきであり、住民の最も基本的な権利ともいうべき生命、健康を犠牲にしてまで企業の利益を保護しなければならない理由はないからである。そのような事業者は、「最高の技術を用いて調査し、企業活動の結果として生物、人体に危害を加えることのないよう万全の措置をとるべき」である。そして、「右結果回避のための具体的方法は、その有害物質の性質、排出程度等から予想される実害との関連で相対的に決められるべきであるが、最高技術の設備をもってしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請されることもある」のである（新潟地判昭和46年9月29日・新潟水俣病訴訟判決。下線は代理人による。以下同じ。）

ウ その他の裁判例

また、以上の裁判例に加えて、不法行為による妨害に対して、妨害状態が継続する場合に、その排除を請求できるとする立場が、大判昭和7年8月10日新聞3453号15頁（地下水利用権に関するもの）、大判昭和8年7月8日新聞3586号11頁（商号に関するもの）、最判昭和39年1月16日民集18巻1号1頁（通行自由権に関するもの）といったいくつかの最上級審判決で示されている。

さらに、建物の建築による景観利益の侵害が不法行為に該当するとして、既に完成した建物の一部の撤去を命じた東京地判平成14年12月18日判時1829号36頁（国立景観訴訟第一審判決）のほか、大阪地堺支部決昭和52年4月7日判時861号54頁、仙台地判昭和49年7月20日判時768号80頁などに照らしても、民法709条に基づく差止請求は認められるものである。

3 民法709条に基づく差止請求

訴状でも述べたとおり、原告らが本件訴訟において求めているのは、IPCC第6次評価報告書が目指す、1.5℃の気温上昇を抑えるための排出削減経路に従って、被告らがCO₂の排出削減を行うことであり、その削減経路に従って削減を行わずにCO₂の排出を継続する行為は、不法行為（民法709条）にあたり、違法であり、許されない。

すなわち、民法709条に基づいて、被告らには原告の主張する排出削減の水準に従って、CO₂の排出削減をしなければならない注意義務（原告の主張する水準を超えて排出をしてはならない注意義務）が発生する。

気候変動の影響においては、予想される被害は深刻で重大であり、気候の科学に基づく気候変動の影響の特質を踏まえたうえで、上記の理を、現在の気候変動の切迫した問題状況にあてはめることが不可欠である。そうしたとき、被告ら火力発電事業者が、原告らが請求の趣旨において求めている削減水準（科学と国際合意において求められている水準）での削減をすることは、最低限の法的義務であり、これに違反してなされるCO₂の排出は違法であり、民法上の不法行為（709条）を構成する。

このような不法行為に基づく差止請求は、原告らの「権利又は法律上保護される利益」が侵害されるおそれがあり、これが被告の違法な行為により生じる蓋然性がある場合に、認められる（訴状12頁）。

第3 被害発生とその蓋然性

1 被告らのCO₂排出による被害発生の因果の流れ

(1) 因果の流れ

被告らのCO₂排出による危険な気候変動が、原告らに被害を発生させる

因果の流れは、以下のとおりである。

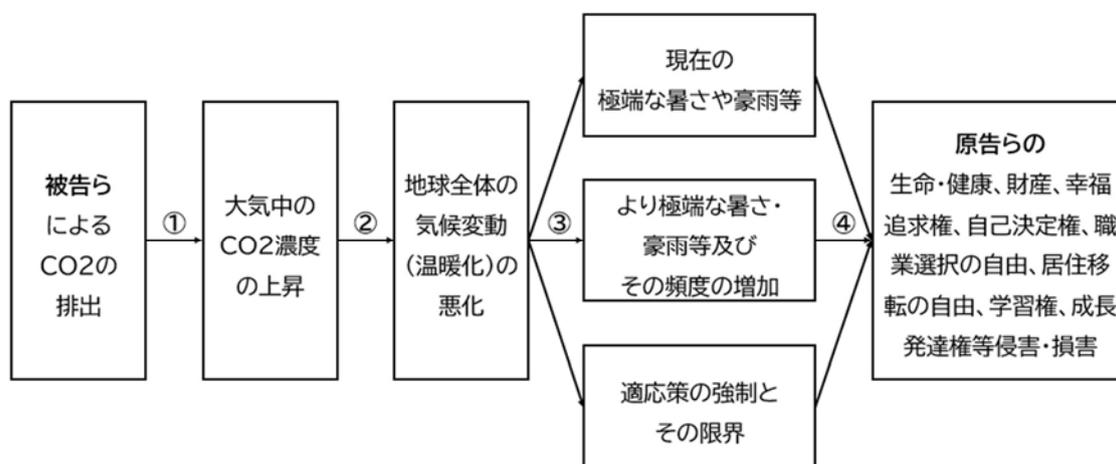


図6 因果の流れ

原告ら訴訟代理人作成

(2) 気候変動により短期的・長期的事象が発生し、激甚化すること

原告らが訴状及び第3準備書面でも指摘するとおり、地球温暖化による危険な気候変動の影響として、熱波、豪雨による河川の洪水、巨大台風による高潮や風水害、干ばつ、農作物の不作、林野火災（山火事）などが世界及び日本で発生しており、その増加傾向はIPCCなどこれまでの研究で明らかにされている。また、個別の異常気象の温暖化の影響についてはイベント・アトリビューションという手法で解析が行われ、その関係が明らかにされるようになった。これらによれば、CO₂等の温室効果ガスの排出が続けば、気候変動がより極端な気象現象を発生させ、発生頻度が増し、さらに悪化していくことは明らかである。

2 被告らのCO₂排出による被害発生の蓋然性が認められること

(1) 気候変動による極端現象が人々に広範な損失と損害をもたらしていること

I P C C 第 6 次 統 合 報 告 書 統 合 報 告 書 政 策 決 定 者 向 け 要 約 (甲 B 6) で は、現状について次のように述べている。

「観測された変化と影響」

「A.2 大気、海洋、雪氷圏、生物圏において広範かつ急速な変化が起こっている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。このことは、自然と人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている（確信度が高い）。現在の気候変動への過去の寄与が最も少ない脆弱なコミュニティが不均衡に影響を受けている（確信度が高い）。」（甲 B 6・7 頁）

「適応における現在の進捗、ギャップ、及び課題」

「A.3 適応の計画と実施は全ての部門及び地域にわたって進展しており、その便益と様々な有効性が文献で報告されている。進展があるにもかかわらず、適応のギャップが存在し、現在の適応の実施の速度では今後も拡大し続ける。一部の生態系と地域では、ハードな（変化しない）適応の限界及びソフトな（変化しうる）適応の限界に達している。」（甲 B 6・10 頁）

また、今後の動向については、次のように述べている。

「将来の気候変動」

「B.1 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において、最良推定値が短期のうちに 1.5℃ に到達する。地球温暖化が進行するにつれて同時多発的なハザードが増大する（確信度が高い）。大幅で急速かつ持続的な温室効果ガスの削減は、約 20 年以内に地球温暖化の識別可能な減速をもたらす、数年以内に大気組成に識別可能な変

化をもたらすだろう（確信度が高い）。」（甲B6・16頁）

「不可避、不可逆的又は突然の変化の可能性とリスク」

「B.3 将来変化の一部は不可避かつ／又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的なGHG排出削減によって抑制しうる。突発的かつ／又は不可逆的な変化が起こる可能性は、地球温暖化の水準が高くなるにつれて増加する。同様に、可能性は低いながらも潜在的に非常に大きな悪影響を伴う結果が起こる確率は、地球温暖化の水準が高くなるにつれて増加する（確信度が高い）。」（甲B6・25頁）

「温暖化が進んだ世界における適応と適応の限界」

「B.4 現在実行可能で効果的な適応オプションは、地球温暖化の進行に伴い制限され、効果が減少する。地球温暖化の進行に伴い、損失や損害は増加し、より多くの人間と自然システムが適応の限界に達する。適応の失敗は、柔軟で多部門にわたる包括的な長期的計画と適応行動の実施によって回避でき、多くの部門とシステムへの共便益（コベネフィット）を伴う（確信度が高い）。」（甲B6・26頁）

(2) 被告らの排出がなければ、その分、温暖化の進行が減退すること

同報告書はまた、地球温暖化を止めて危険な気候変動を回避するためには、CO₂排出量を正味ゼロとする必要があることを重ねて指摘し、とりわけ火力発電所など化石燃料インフラからの排出削減の重要性を指摘している。

「カーボンバジェットと正味ゼロの排出量」

「B.5 人為起源の地球温暖化を抑制するには、CO₂排出量を正味ゼロが必要である。温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO₂排出量正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる（確信度が高い）。追加的な削減対策を講じていない既存

の化石燃料インフラに由来するCO₂排出量は、1.5°C (50%)の残余カーボンバジェットを超えると予測される(確信度が高い)。(甲B6・26頁)

「緩和経路」

「B.6 オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C (>50%)に抑える全てのモデル化された世界全体の経路、そして温暖化を2°C (>67%)に抑える全てのモデル化された世界全体の経路は、この10年の間に全ての部門において急速かつ大幅な、そしてほとんどの場合即時点のGHG排出量の削減を伴っている。世界全体でのCO₂排出量正味ゼロは、これらのカテゴリーの経路においてそれぞれ2050年代初頭及び2070年代初頭に達成される(確信度が高い)。(甲B6・28頁)

また、特に短期的な行動の必要性について同報告書は次のように述べている。

「短期的な統合された気候行動の緊急性」

「C.1 気候変動は人間の幸福と惑星の健康に対する脅威である(確信度が非常に高い)。全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている(確信度が非常に高い)。(甲B6・34頁)

「短期的な行動の効果」

「C.2 この10年間の大幅で急速かつ持続的な緩和と、加速化された適応の行動によって、人間及び生態系に対して予測される損失と損害を軽減し(確信度が非常に高い)、とりわけ大気の本質と健康について、多くの共便益(コベネフィット)をもたらすだろう(確信度が高い)。緩和と適応の行動の遅延は、排出量の多いインフラのロックインをもたらし、座礁資産とコスト増大のリスクを高め、実現可能性を低減させ、損失と損害を増加させるだろう(確信度が高い)。」

(甲B6・36頁)

第1で述べたとおり、CO₂が排出されるほど、温暖化が進行するという比例関係は、科学的に証明されている。裏を返せば、被告らがCO₂の排出をしなければ、その分、大気中のCO₂濃度の上昇は起きず、それに対応した気候変動

の悪化も減退することになる。

3 気候変動による原告らへの被害のとりえ方についての留意

(1) 原告らの被害は既に生じており、不確定要素に左右されないこと

原告らは、気候変動がもたらす苛烈な暑さは、日々の暮らしを根底から揺るがし、学校生活や仕事にも影響を与えている。暑熱により熱中症の罹患の危険にさらされ、その対応のため屋外活動の制限を受けるなど、被害はすでに発生している。被告らは、その代わりに別の時間帯の活動や、冷房設備のある屋内での活動ができたことを指摘するのかもしれない。しかし、原告らは本来、屋外で自由に行動でき、そのような適応をしなくても良かったはずのところ、CO₂の大規模排出によって気候変動が深刻化し、適応を迫られ、負担を課されていること自体、原告らの被害である。

(2) 原告らは若年者であり、今後の被害発生も不確定要素に左右されないこと

原告らは、14歳から29歳まで（提訴当時）の若年者である。このような原告らは、この先の長い生涯で、暑熱や豪雨・台風、また、冬季から春季の林野火災（山火事）などの頻発を経験することになる。

さらに、このような気候変動は年々深刻化しており、国際的な公序に基づく水準で排出を削減して1.5℃の気温上昇に抑えなければ、危険の程度はますます大きくなっていくことが予想されている。このような原告らが、今後、上記図6・因果の流れ④の被害を受ける可能性は極めて高く、それは不確定要素に左右されるものではない。

したがって、原告らにとっては、被害発生 of 蓋然性を左右する不確定要素の影響はなく、気候変動の危険が現実化する。すなわち、被告らからのCO₂排出を含む気候変動による被害について個別的具体的危険がある。

(3) 被害は時間軸を限定せず、原告らの生涯を通して把握されるべきこと

上述のとおり、気候変動による深刻かつ重大な被害発生の蓋然性が極めて高いことは科学によって明らかにされており、被告らの不法行為による危険が切迫している状況における差止請求の性質を踏まえれば、手をこまねいて究極の被害という結果が発生することを待つべきではない。

原告らの被害は現在の被害にとどまらず、苛烈な暑さによる身体への長期的な負荷や屋外での活動・運動の制限、豪雨や台風等の極端現象による災害への遭遇、山火事への遭遇、それらによる住居等の生活圏の喪失、降雪の減少によるスノースポーツや雪にまつわるレジャー、自然環境に親しむアウトドア等の機会の減少、自然環境にかかわる生活文化の喪失、海面上昇による沿岸部の居住の困難化、伝染病を媒介する生物の繁殖による伝染病リスクへの曝露、食料生産の減少などがもたらされる。気候変動の影響の現れ方は、単年でみるとばらつきがあるように見えるが、被害の経過の全体像を見失ってはならない。

また、苛烈な暑さを避けるための屋外活動（労働、学習、生活の各場面を含む。）の制限や冷房設備導入・稼働の費用負担、災害リスクを考えた住まいの変更等、気候変動への適応を強制されることも、原告らの幸福追求権、自己決定権、学習権、成長発達権、財産権等の権利を侵害するものである。原告らが居住する自治体においても、暑さ指数に基づく屋外活動の制限が導入されていることは、適応策が強いられることによって自由権が侵害されている一例である。

原告らはこういった気候危機に直面し、気候変動による将来の生活への不安や恐怖に直面し、自らの生活や自国からの多量のCO₂排出を通じて、原告らの次世代や気候変動に脆弱な地域や人々に対し自身が加害者となってしまふことへの罪悪感等の精神的苦痛を被っている。

これらの原告らの被害は、短期・長期の様々な事象からもたらされ、これ

らは相互に複合的に作用し、原告らの生活を根底から破壊し、変更する複合的な権利侵害である。

たとえば、自宅が水害に襲われれば、自宅が失われなくとも、冷房設備のない場所で避難生活を行うことになり、避難生活によっても生命・身体が危険に晒される。また、成長に重要な時期に十分な食事も運動もできず、学校に通うこともできない可能性がある。このように、複数の権利が侵害され、人生の変更を余儀なくされる事態となるリスクがある。このような気候変動がもたらす複合的な事象によって生じる原告らの被害は、包括的に評価される必要がある。

(4) 原告らの被害は、原告らの個別的権利の侵害であること

被告神戸製鋼所は、「原告らの大半の主張内容は、温暖化による地球環境の変化という環境問題を個人の権利利益に無理に構成し直したものであって、いずれもおよそ原告ら個々人に帰属し、差止めの根拠となり得る「権利又は法律上保護される利益」と認められるものではない」と主張している（被告神戸製鋼所準備書面（1）10頁）。

上述のとおり、原告らが侵害されるのは、原告らの生命、健康、身体や財産権、幸福追求権、居住移転の自由、職業選択の自由、平等権や学習権、成長発達権等を含む権利であり、原告らの被害はその個別的権利の侵害である。

気候変動は地球規模で同様の深刻な気候災害をもたらすものであり、多くの人が同様の被害に遭うことが、この問題が世界共通の重要課題となっている理由でもある。しかし、仮に、多くの人が国の規制や企業の排出行為によって同じように影響を受けることを理由に、原告らの個別的権利を否定してしまえば、その影響が広範で重大であればあるほど、誰も差止めを請求できないという不都合が生じる。古くは、米国最高裁判所判決が、「他に多くの人々が被害を受けるというだけで、実際に被害を受ける人々の原告適格を否定す

ることは、最も危険で広範囲に影響が及ぶ政府の行動を、誰も問題視し得なくなることを意味する」と指摘している（マサチューセッツ州対環境保護庁事件判決、2007年）。

更に、ドイツ連邦憲法裁判所は以下のように述べて、このような主張を排斥している（110項）。

「異議申立人らは個別的に自由を侵害されているといえる。申立人らは、2030年以降のCO₂排出削減のために必要となる措置を自ら経験することになる。自由の制限がその時点でドイツに住んでいるすべての人に影響を及ぼすからといって、申立人らが個別に影響を受けるということを否定することはできない。」

2024年12月18日にモンタナ州最高裁判所はその決定（甲A20の2）で、以下のように述べて、このような主張を退けた。

「41（中略）損害及び損害の規模が大きいためからといって、憲法上の権利侵害に十分な利害関係を証明した原告の訴訟当事者としての適格性を否定すべきではない。実際、そうした立場を取ることは、「最も損害が大きく広範囲にわたる政府の行動を誰も問うことができない」ことを意味する。」

同判決は、さらに、原告らの被害の訴えが具体的であると認めた。

「55（中略）一般的に、連邦地方裁判所は、子供たちは気候変動の影響や結果（熱波、干ばつ、大気汚染、その他の異常気象による幼い身体への影響を含む）に対して特に脆弱であると判断した。その理由は、子供たちの身体と精神はまだ発達段階にあるからである。具体的には、原告団は裁判で次のようなことを論じた。モンタナ州の氷河の消失から感じる恐怖（審美的な観点と、多くのコミュニティが夏の間氷河が供給する水に依存しているという観点の両方）、気候変動が文化的に重要な在来の野生動物、植物、雪、慣習に与えている影響、原告団が屋外活動やスポーツを楽しめなくしている夏場の煙や異常な暑さ、積雪量の減少と干ばつの増加が原告の家族が所有する牧場に与える経済的影響、及びその結果生じる精神的苦痛、急速に変化するこの州で成長すること、ますます危険な気象パタ

ーンの中で次世代を育てるという見通しに直面した際に直面する感情、及びレクリエーション、仕事、身体的及び精神的な健康に対するその他の多くの被害。参照：専門家及び医師による公共衛生に関する参考意見書、No. DA 23-0575（モンタナ州、2024年3月21日）（査読済みの医学文献で裏付けられた被害）。これらの審美的、余暇的、経済的な被害は、広く共有されているとしても、個別的な被害に対する憲法上の要件を満たすのに十分である。」

(5) 小括

以上のとおり、被告らのCO₂の排出行為は、気候変動、短期・長期の事象や適応策の強制を介して、原告らの権利を侵害し、被害を発生させるものである。

ここで侵害される権利は、その性質からして、原告らの個別的な権利である。

既に被害の一部は生じており、また、原告らが将来被害を受けることも不確定要素に左右されるものではなく、具体的危険がある。また、生じる被害の重大さを踏まえれば、社会観念上無視し得る程度を超える危険性を有するものである。したがって、原告らには、被告のCO₂排出行為による被害発生の蓋然性が認められる。

第4 気候変動の悪影響を回避するために、被告らにCO₂排出削減義務があること

1 被告らの不法行為法上の排出削減にかかる注意義務の根拠

(1) 原告らの権利又は法的利益の侵害を防止するために不法行為法上の注意義務が認められるべきこと

ア 国家の人権（基本権）保護義務が存在すること

憲法は、国家の基本法、すなわち、国家の基本組織を規定し、その活動を規制する法である。そして、個人に人権（基本権）を認め、国家の運営を国民の民主的決定にゆだねることが現行憲法の基本的立場である。

このように、憲法が個人の基本権を認めたことによって、国家には3つの責務が生じる。すなわち、

①国家の介入禁止（「国家からの自由」に対応）

国家は、それを正当化するだけの十分な理由がない限り、個人の基本権を侵害してはならない（個人が「防禦権」を有する）。

②国家の基本権保護義務（「国家による自由」に対応）

国家は、個人の基本権を他人による侵害から保護するために、積極的な措置をとらなければならない。

③国家の基本権支援義務（「国家による自由」に対応）

国家は、個人の基本権がよりよく実現されるよう、積極的な措置をとらなければならない。

という、3つの責務である。（甲A25「基本法としての民法」山本敬三 263頁参照）

イ 不法行為制度が、国家の基本権保護義務を具体化する制度であること

（ア）国家法としての民法

そして、民法（民事立法やその執行（裁判所））にも、国家の行為が介

在しているものであり、その意味で、民法も国家法としての性質を有している。

国家法としての性質を有し、国家の行為が介在する以上、民法も、憲法による拘束に服する。

(イ) 国家法としての民法に課せられる任務

国家法として、憲法による拘束に服することとなる結果、民法には次のような任務が課せられることになる。

①人権（基本権）の内容形成

憲法によって保障された人権（基本権）の内容を具体化すること。

市民相互間で問題となる状況に即して人権を具体化し、その内容を特定すること。

この任務は、まさに財産権、幸福追求権などの内容を法律によって具体化するというものである。

②基本権保護制度の創設

人権（基本権）を他人による侵害から保護するための制度を用意すること。

まさに、この任務を代表するものが、不法行為制度である。

不法行為制度は、生命、身体、財産などの個人の基本権を他人による侵害から保護するための制度にほかならない。

③基本権支援制度の創設

個人の基本権をよりよく実現できるよう、支援するための制度を用意することである。

契約制度をはじめとする極めて多岐にわたる制度が、この任務の具体化として現れているということが出来る。(以上、甲A25「基本法としての民法」山本敬三 263～265頁参照)

(ウ) 不法行為規定は、個人の人権（基本権）を保護するために解釈される

べきこと

上記のとおり、不法行為制度は、まさに国家（＝立法府）が人権（基本権）保護義務を果たすために用意した保護手段であるということができる。

そして、前述した民法の任務からは、立法による保護手段だけでは、実効的な保護を与えたことにならない場合は、同じく国家の機関である裁判所が、立法の不備を補い、少なくとも最低限の保護を与えるべき義務を負う。

したがって、差止めを認めなければ人権（基本権）侵害に対して保護を与えたことにならない場合は、明文の規定がなくとも、裁判所はこれを認める憲法上の義務があることになる（以上、甲A24「人格権」山本敬三 47頁参照）。

以上のように、不法行為規定の解釈は、憲法上認められた人権を保護するために行われるべきである。原告らの権利又は法律上保護されるべき利益が人権として評価されるべきことも、前述のとおりである。2019年12月の不法行為法に基づく Urgenda 事件におけるオランダ最高裁判所判決（甲A8）は、まさにその例である。

(2) 危険な気候変動の影響は科学的に確実な危険で、カーボンバジェットを踏まえた緩和策（排出削減）によってのみその危険を最小化できること（予見可能性）

ア 前提として、第1の6において詳述したとおり、不法行為の要件における故意・過失（民法709条）、特に過失は、従来の主観的要件としての位置づけから、予見可能性を前提とした、結果回避義務の違反という客観的な要件として整理されるに至っている。

かかる客観化した過失要件については、被告らの行為が、原告らの権利

または保護されるべき利益を違法に侵害しているか(その蓋然性があるか)、という違法性要件の中で同時に検討されるべきことになる。

危険な気候変動の影響は科学的に確実な危険であってその未然防止が原則であり、カーボンバジェットを踏まえた緩和策(排出削減)が必須の対策として要請されることについては、第1の1で述べたとおりであり、被告らを含む非国家主体にとっても、危険な気候変動によって原告らの人権が侵害されることは十分に予見可能であり、第1の4で述べたように、予見可能性はもはや法的争点ともならない程度に至っているというべきである。

イ カーボンバジェットは「推定値」に過ぎないという主張について

(ア) 被告JERAは、準備書面(1)の26頁において、「原告らの指摘する数値は、大幅な変動が見込まれる流動的な「推定値」に過ぎない。」などと主張する。

将来予測にかかるものであり、「推計値」であることは当然であるが、意味がないものでも、無視していいものでもない。「推計中央値」は、気候変動対策において尊重されるべき基準である。

大前提として、訴状13頁(脚注3も参照)においても主張したとおり、IPCCは、195の国や地域が参加し、参加国のコンセンサスに基づき意思決定を行う国連の政府間組織であり、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

IPCCが発表する報告書の作成過程においては、極めて多数の専門家によるアウトライン集が作成された後、複数回にわたる査読を経て、各国政府による最終的な査読も受けた上で公表されるものであり、極めて透明性の高いプロセスを経て公表に至るものである。

その科学的信頼性は極めて高く、日本を含む現在の気候変動問題についての世界最高水準の知見の総体と位置付けることができる。(訴状13

頁)。

(イ) そして、カーボンバジェットとは、他の人為的な気候強制力の影響を考慮した上で、地球温暖化を所与の確率で所与の水準に抑えるための世界全体の正味の人為的累積CO₂排出量の総量のことである。

過去の累積CO₂排出量はこれまでの温暖化を大部分決定する一方、将来の排出は将来の追加的な温暖化の原因となる。残余カーボンバジェットは、ある時点での温暖化を特定の気温水準以下に抑えるにあつてのまだ排出しうるCO₂の量を示す。

IPCC よくある質問と回答 (甲B 1 1 7) によれば、「残余カーボンバジェットの大きさの推定は一連の選択に依存し、これらの選択は次の三点を含む。すなわち、(1) 限度として選択された地球温暖化の水準 (例えば、工業化以前の水準を基準として1. 5℃又は2℃)、(2) どの程度の確率で温暖化がその限度未満に維持されることを確保したいか (例えば、2分の1、3分の2、又はそれ以上の確率)、及び(3) メタン又は一酸化二窒素などの気候に影響を及ぼす他の温室効果ガスの排出を制限することにどの程度成功しているか、の三点である。これらの選択は科学から情報を与えられうるが、最終的には主観的な選択を代表する。それらが選択されると、どの程度地球が既に温暖化しているか、累積CO₂ 1 トンあたりの昇温量、及び世界全体の正味のCO₂排出量がゼロになってもなお予期される昇温量に関する知識を組み合わせることで、所与の気温目標に対する残余カーボンバジェットが推定されうる。例えば、地球温暖化を2分の1 (50%) 又は3分の2 (67%) の確率で工業化以前よりも1. 5℃高い水準までに制限するためには、2020年1月1日以降の残余カーボンバジェットはそれぞれ5000億トン及び4000億トンCO₂である。」とされている (甲B 1 1 7・34頁)。これは、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告 (甲B 4) の表SPM.

2の各推定値の中央値である。ここから重要なことは、「温暖化を1.5℃又は2℃未満に抑制するには、2020年以降の残余のカーボンバジェットがこれまでのCO₂排出の総量よりもはるかに少ないことは明確」（前同35頁）であり、既に丸4年半が経過して、残余のカーボンバジェットを消費してしまっているということである。

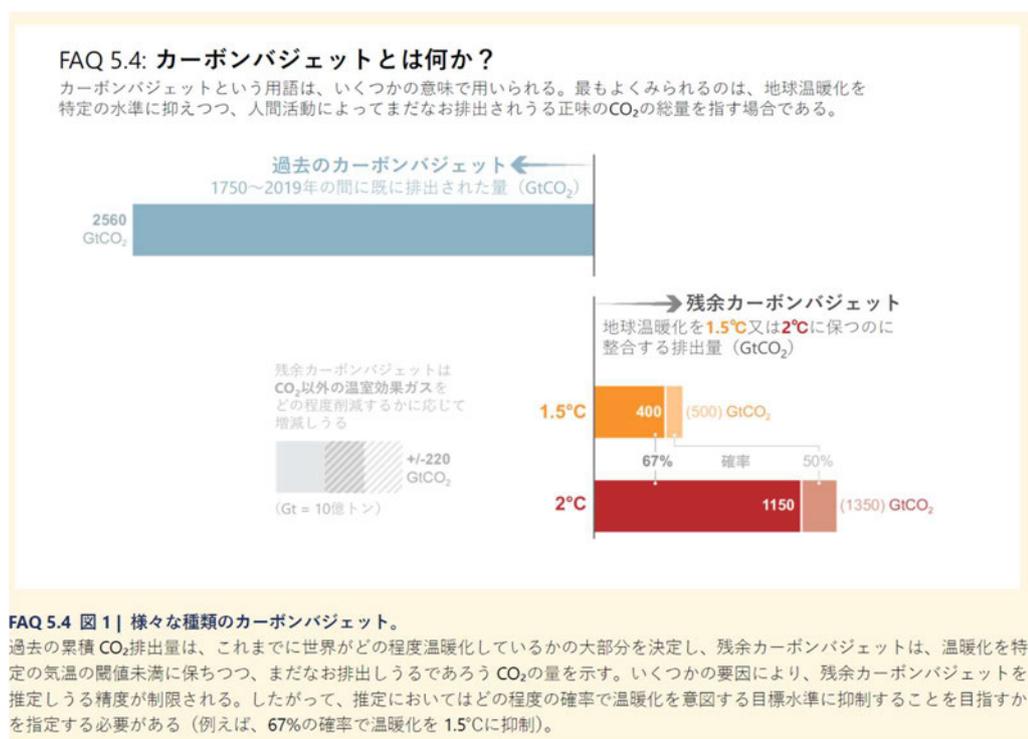


図7 カーボンバジェットとは何か？

出典：IPCC よくある質問と回答（甲B117）

(ウ) このように、残余カーボンバジェットが極めて限定された状況にあり、1.5℃目標の達成のためには2030年までの期間における緊急の削減が極めて重要であることや、IPCCが緩和経路（排出削減の道筋）を特定しており、1.5℃目標に整合する経路は2019年比で2030年に48%削減、2040年には80%削減することとなること（原

告らが求めている削減水準である) については、民間事業者であるシェルの排出削減義務を肯定したハーグ高裁判決でも指摘されている。

「3.9 IPCCはまた、潜在的な緩和経路の特定も目指している。この目的を達成するために、危険な気候変動とその影響に対処するための潜在的な戦略に関する科学的洞察を特定している。2030年までに2010年比で世界全体のCO₂排出量を正味45%削減し、2050年までに正味100%削減する緩和経路が、危険な気候変動による最も深刻な影響(すなわち、1.5°C以上の地球温暖化)を回避できる可能性を最大限に高めるという点で、コンセンサスが得られている。「1.5°Cの地球温暖化」と題された2018年のIPCC特別報告書の「政策決定者向け要約」には、次のように記載されている(14ページ)。」

「オーバーシュートしないまたは限られたオーバーシュートを伴って地球温暖化を1.5°Cに抑えるモデルの[排出]経路においては、世界全体の人為起源のCO₂正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%(四分位範囲40~60%)減少し、2050年前後に(四分位範囲2045~2055年)正味ゼロに達する。」(甲B3の1・18頁)

「また、報告書『気候変動2022:気候変動の緩和。IPCC第6次評価報告書に対する第3作業部会の貢献』の「政策決定者向け要約」には、次のように記載されている。」

「オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C(>50%)に抑える経路では、世界全体の正味CO₂排出量は、2019年のモデル化された排出量に比べて、2030年に48%[36~69%]、2040年に80%[61~109%]減少する。」(甲B5・19頁)

「IPCCは報告書の中で、温暖化を1.5°Cに抑えるシナリオでは、石炭、石油、天然ガスの消費量を減らさなければならないとも述べている。前出のIPCC報告書(615頁)では、この消費量について次のように述べている。」

「炭素回収・貯留（CCS）なしの石炭消費量は、温暖化を1.5℃に制限するシナリオでは、オーバーシュートなしまたは限定的なオーバーシュートで、2030年には67～82%（四分位範囲）減少する。石油と天然ガスの消費量はより緩やかに減少する。」

(エ) 被告らが、以上のような、科学的な事実や指摘について、「全体として不知」といった不誠実な認否をし、各国政府が気候変動政策を策定する際の基礎とするべき権威のある科学的知見についてさえ、未だ確立されたものではないかのような主張をしていること自体が、科学的知見に基づいた排出削減に向けた行動をとる意思もないことを物語っており、それ故にこそ、原告らは本件訴訟を提起しなければならなかったのである。

(3) 被告らに結果回避義務が認められること及びその水準は原告らが請求の趣旨において求めている水準とされるべきこと

ア 前述した、本件の特殊性（第1の1ないし6）から、被告らの排出を削減する必要性は極めて高い。

そして、気候変動の問題は、かつて我が国でも大きな社会問題となった、典型公害と同様に、排出行為の外部性から、排出原因者に対する削減のインセンティブが働きにくい問題である。

したがって、現在、我が国の法制の中で、被告らを含む大量のCO₂を排出する民間事業者に排出削減を義務付ける法的規制がとられず、そのことを理由に被告らを含む大量排出事業者が何らの削減義務を負わないとすれば、原告らの人権に対する被害を抑止できないこととなり、極めて不当な結果を招来することになる。

このように、被告らに、原告らの求める水準に従ったCO₂の排出削減義務が認められる必要性が極めて高いことは、被告らの結果回避義務の内容を検討する上で、前提とされなければならない。

イ 結果回避義務の水準に対する考え方

被告らに対して、具体的にどのような結果回避義務が課せられるべきかについては、①危険が生じる蓋然性、②危険が実現した場合の損害の重大性、③当該措置をとることによって生じる負担を衡量して、決せられるべきである。

ウ 原告らが被告らに対して求めている排出削減水準は、IPCC第6次評価統合報告書表SPM1（甲B6・29頁）におけるオーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を50%の確率で1.5℃に抑える2030年と2035年の削減量の中央値である。この水準はCOP28で確認されており、国際合意による基準となっている。1.5℃の気温上昇を抑えることの重要性は既に述べたとおりであり、同水準にしたがった削減がなされない場合には、原告らの危険な気候変動による被害はいつそう悪化することは科学的事実である。このことは、排出削減義務（結果回避義務）が認められない場合に危険が生じる蓋然性と、危険が実現した場合の損害の重大性を明らかにしている。

エ そして、上記の原告らが求める水準による排出削減のための措置をとることによる負担は、被告ら電力事業者は優先的かつ先行的に排出削減が求められているセクターであり、後述のとおり排出削減のための合理的な代替手段が存在し、石炭火力発電所を早期に廃止して代替手段への移行が要請されていることからすれば、上記危険の重大性に比較して、その負担を過大に評価することはできない。

むしろ、第1の4において詳述したとおり、1.5℃目標が科学的事実と国際的合意による基準によって定められ、国家だけでなく、その義務の履行の実質を担う非国家主体が共通して追求すべき目標となっていることからしても、被告ら非国家主体も、このような削減義務を負うと解釈するべきである。

(4) ハーグ地裁に続き、高裁の判決も排出削減義務を認めたこと

気候変動問題の特質や危険な気候変動の影響は世界にほぼ共通し、それらを回避すべきことは世界共通の最大の重要課題の一つであるが、前述のハーグ高裁判決においても、上記のような、結果回避義務（同判決では「社会的注意義務」とされる）の水準を決める場合には、特にその行動が特定の規則（公法またはその他のもの）によって規定されていない場合（本件に即して言えば、非国家主体のCO₂排出削減の規制に関して、明示的な規制基準が定められていない場合）には、個人または企業にどのような行動が求められるかという問題に帰着する、とし、社会的注意義務に反したかどうかは、特定の危険の脅威の深刻さ、危険の発生への寄与、危険の対処への寄与能力などが考慮すべき要因であるとする。

結論として、「シエルのような気候変動問題に大きく寄与し、その対策に貢献する力も有する企業は、たとえその義務が事業を展開する各国の（公法）規制に明示的に規定されていなくとも、危険な気候変動に対抗するために二酸化炭素排出量を制限する義務があるという見解である。」として、1.5°C目標の水準に則った形での、企業のCO₂排出削減義務を認めている（甲A21、7.24～7.27 参照）。

7.24 人権に関する（条約上の）規定は主に、政府を対象としたものであるが、社会における注意義務基準のような開かれた注意義務の基準を実体化することによって、私法上の関係に影響を与える可能性があるという事実は変わらない。社会的配慮基準を定義する際には、特にその行動が特定の規則（公法またはその他の規則）によって規定されていない場合、個人または企業にどのような行動が求められるかという問題に帰着する。社会における注意基準に反するかどうかは、さまざまな要因によって決まる。特定の危険の脅威の深刻さ、危険の発生への寄与度、危険への対処能力などは考慮すべき要因である。

7.25 裁判所にとって、現代において気候問題が最大の課題であることには疑いの余地はない。気候変動がもたらす脅威は非常に大きく、地球上のいくつかの地域では生命を脅かす可能性があり、他の多くの地域でも人間や動物の生存に深刻かつ悪影響を及ぼし始めるだろう。気候変動は、オランダ国内および国外において、ヨーロッパ人権条約（ECHR）第2条および第8条で保護される権利を損ない、さらに将来においても権利を損なうことになる。これらの権利は、社会的な注意基準の解釈や、その基準の下で、国際的大企業であるシェルに何を要求できるかという疑問に対する回答を導く上でも決定的な意味を持つものである。

7.26 化石燃料の消費が気候問題の主な原因であることは周知の事実であり、気候変動への対応は待ったなしである。誰もが、気候変動がもたらす危険に対処する責任を負っている。その責任を果たすためには、人権に関する規定の対象を国家だけに絞るべきではない。特に、その製造する商品が気候変動問題をもたらす原因となるとともに、気候変動問題の解決に貢献できる力を有する企業は、たとえ（公法上の）規則で必ずしも義務付けられていなくても、地球上の他の住民に対して責任を果たす義務がある。このことは、シェルが賛同しているOECDガイドラインやUNGPを含む、上述の諸規制からも導き出される。それらの文書は、危険な気候変動に対する保護と責任を（大）企業にも負わせ、危険な気候変動に対抗するための適切な対策を自ら講じるよう求めている。

7.27 要約すると、控訴裁判所は、気候問題に大きく貢献し、その対策に貢献する力があるシェルのような企業は、その企業が事業を営む国の（公法上の）規則に明示されていないとしても、危険な気候変動に対抗するためにCO₂排出量を制限する義務があるという見解である。したがって、シェルのような企業はパリ協定の目標を達成する責任を負っている。

かかる判断は、原審であるハーグ地裁の判断を基本的に認めたものである。

すなわち、ハーグ地裁は、①シェルグループが行うCO₂排出が、住民に対する被害のリスクが高く、深刻な人権への影響を伴う、非常に深刻な脅威であるとみなせること、②気候変動には、CO₂や温室効果ガスが世界中のどこで、どのような方法で排出されたとしても、危険な気候変動の進行に寄与するという特徴があること、③削減義務を遵守することで得られる共通の利益は、削減義務によってシェルグループが直面する可能性のある負の影響や、CO₂排出を抑制しないことによって得られるシェルグループの利益を上回ると考えられること、④住民の人権に対する深刻な脅威とリスクを考慮すれば、民間企業も、危険な気候変動を防ぐためにCO₂排出量を制限するための抜本的な対策と財務的な犠牲を払うことを強いられる可能性があることと認められることなど、危険の発生とその脅威の深刻さと、削減義務を負わせることによる事業者側の不利益とを衡量した上で、シェルグループがパリ協定によって国家に求められる水準と同様の水準で比例的に、削減義務を負うことを認めている（甲A9の2・53～54頁）。

4.4.54. 当裁判所は、削減義務の比例性を不文の注意義務の解釈に含めた。比例性については、様々なサブトピックの文脈において、以前にも議論されている。当裁判所は、RDSがその性質上負うべきCO₂排出は、オランダ住民及びワッデン地域の住民に対する被害のリスクが高く、深刻な人権への影響を伴う、非常に深刻な脅威であるとみなしている。これは、現在及び将来世代の双方に当てはまる。気候変動の危険な特徴は、CO₂やその他の温室効果ガスが世界中のどこで、どのような方法で排出されたとしても、それがこの危険な気候変動の進行に寄与するという点である。反対に、温室効果ガス排出量の削減は、危険な気候変動への対策に貢献する。結局のところ、削減は、カーボンバジェットに余裕があることを意味する。

(中略)

4.4.45

(中略)

これは、エンドユーザーを含むシエルグループの事業関係に関して、相当な最善努力義務を意味する。この文脈において、RDSは、自らが排出するCO₂に起因する深刻なリスクを除去又は防止するために必要な措置を講じ、また、その影響力を利用して、あらゆる持続的な影響を可能な限り制限することが期待される。

(5) 小括

被告ら火力発電事業者は、他のセクターに先行してCO₂削減すべき義務があるところ、被告らは、毎年、大量のCO₂を排出している企業であり、危険な気候変動問題に寄与し、その対策をとる力もある企業である。被告ら発電事業者には、排出削減の法的義務があり、その2030年及び2035年の排出削減水準は、少なくとも、IPCC第6次評価統合報告書による削減の水準、すなわち、原告らが本件訴訟で求める水準である。

2 被告らに結果回避義務としての排出削減義務が認められることは、国連ビジネスと人権指導原則等によっても裏付けられること

今日、被告らの排出削減が義務であることは、原告らが訴状においても主張した、国連指導原則、OECDガイドライン、国連グローバルコンパクト等の各原則や指針などによっても裏付けられるというべきである。

(1) 国連指導原則（訴状96頁～101頁）

国連指導原則は、訴状96頁以下においても詳述したとおり、人権に関する国家及び企業の責任を定めた原則である。

国連指導原則は、OECDガイドライン、国連グローバルコンパクト等、広く受け入れられている他の原則や指針の内容にも沿っており、権威ある、国際的に承認された原則である。

そのため、国連指導原則は、不法行為の注意義務違反（違法性）の解釈を

する際の指針として、適切な指針である。

国連指導原則 11 では、企業は人権を尊重すべきである、とされており、国連指導原則の解説では、企業が果たす人権尊重のための手段は、組織の規模に比例すべきであり、人権への負の影響について、適切な注意を払って対処すべきであるとされている。

(2) OECD 多国籍企業行動指針 (2023 年改訂) (訴状 101 頁～104 頁参照)

訴状においても主張したとおり、OECD 多国籍企業行動指針は、社会における多国籍企業の役割について、加盟国共通の意思を表明したものであり、注意義務の解釈指針として扱われる適切性を有するものである。

その内容として、企業は IPCC が確立した最善の科学に則り、温室効果ガスの排出量を正味ゼロに削減することに重要な役割を果たすことが述べられており、スコープ 1、2 だけでなく、3 についても削減目標 (短期、中期、長期) を設定すべきであるとされている。

(3) 国連グローバルコンパクト、その他の取組について (訴状 104 頁～105 頁参照)

前述したハーグ高裁判決では、訴状においても引用した国連グローバルコンパクトに加えて、「レーストゥゼロ」イニシアティブ、気候変動に関するオスロ原則、オックスフォード大学報告書 (2020、最新 2023) など、「企業には気候に対する責任がある」という考え方を起点とする、国際機関や民間主導によるその他の規制やガイドラインの数々を指摘している。

(4) 企業が個別の責任を負うことについて国際的コンセンサスが形成されていること

被告らは、1. 5℃目標の実現と整合する経路での被告らの排出削減が法

的義務であるとの原告らの主張に対して、「全体として争う。」などと述べるが、非国家主体が排出削減に貢献することが不可欠であること（甲A9の2・42頁（4.4.26））、企業が削減目標を達成するための個別の責任を負うこと（同・37頁（4.4.13））について、様々な原則やガイドラインの存在によって、広範な国際的コンセンサスが形成されているといえる。

このような国際的コンセンサスが存在することは、被告らに排出削減義務が認められるべきこと及び、そのような義務を認めても不当でないことの実質的な根拠の一つとなる。ハーグ地裁判決（甲A9の2）も次のように述べている。

4.4.13. RDSが強調する国家と企業の違いは、RDSが引用した内容から明らかかなように、UNGPにおいて国家と企業に異なる責任を課すという形で表現されており、両者の間に必然的な緊張関係が存在する必要はない。UNGPで定められた、企業が人権を尊重する責任は、企業が事業を展開している場所に関係なく、すべての企業に求められる行動の国際基準である。それは、各国が自らの人権上の義務を果たす能力及び／又は意思とは無関係に存在し、これらの義務を軽減するものではない。そして、それは人権を保護する国内の法律や規制の遵守よりも高い水準で存在する。したがって、企業は各国の動向を監視し、国家が講じる措置に従うだけでは不十分であり、企業には固有の責任がある。

3 共同不法行為関係と割合による削減

(1) 被告ら10社の共同不法行為関係

被告ら10社が排出したCO₂は、大気中で他者が排出したCO₂等の温室効果ガスと混ざり合い、温室効果を生じさせ、危険な気候変動を悪化させ、原告らの権利を侵害して損害を生じさせており、またその危険がある。

民法719条1項は、損害の発生に寄与しているが全損害に寄与している訳ではなく、その寄与の程度も不明な場合であっても、寄与が認められる以上は、被害者保護の見地から個別の加害行為と結果との間に因果を肯定する趣旨である。

この点について、最高裁令和3年5月17日判決（建設アスベスト訴訟最高裁判決）は、民法719条1項の趣旨について、「被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換」するものと説示して、民法719条が上記の趣旨を含むことを承認している。

本件においても、被告らを含む世界中の排出源からの排出行為が累積し、その結果としての累積CO₂がCO₂の濃度上昇と気候変動の悪化をもたらし、その中で原告らが被害を受けるのであるから、累積CO₂と被害の結果との間に因果関係が肯定できる。そのとき、上記の趣旨からすれば、被告らの個別排出と原告の個別の被害との事実的因果関係は認められる。

被告らによるCO₂排出行為は、いわゆる「重合的競合」と評価できる。すなわち、仮に個々のCO₂排出行為が単独では危険な気候変動を引き起こすものではないとしても、「競合行為者の行為が客観的に共同して被害が発生していることが明らかであって、競合行為者数や加害行為の多様性など、被害者側に関わりのない行為の態様から、全部又は主要な部分を惹起した加害者あるいはその可能性のある者を特定し、かつ、各行為者の関与の程度などを具体的に特定することが極めて困難であり、これを要求すると被害者が損害賠償を求めることができなくなるおそれが強い場合であって、寄与の程度によって損害を合理的に判定できる場合には、右のような特定が十分でなくとも、民法719条を類推適用して、特定された競合行為者に対する損害賠償の請求を認めるのが相当である」、とされる（西淀川大気汚染公害第2～4次訴訟判決。大阪地判平成7年7月5日・判時1538号17頁）。

危険な気候変動による人権侵害のおそれも、まさに、世界中のCO₂排出事

業者等の行為が客観的に共同して、危険な気候変動の被害につながるものが科学的に明らかにされている。

しかしながら、競合行為者数が極めて多数に上ることや、加害行為（CO₂排出行為）の多様性から、全部又は主要な部分を惹起した加害者あるいはその可能性のある者を特定し、かつ、各行為者の関与の程度などを具体的に特定することは極めて困難であるし、これを要求されるとすれば、被害を訴えることはほぼ不可能になる。

しかし、このように、個々の行為が重合した結果、現実に被害が生じ、さらに重大な被害をもたらすことは明らかになっている場合に、その被害を救済しないことは、不法行為法の理念に照らして不当といわなければならない、上記判決では、このような場合にも民法719条を類推適用して、公平・妥当な解決が図られるべき、とされた。

被告ら10社の共同不法行為関係も、まさに、このような「重合的競合」であると評価されるべきであり、民法719条を適用ないしは類推適用して、共同不法行為が成立すると評価されるべきである。

この点について、被告JERAは、気候変動によって生じ得る被害について、これを特定の排出源に帰責できるだけの間接的連関は認められず、多様な排出減のうちの特定のものを気候変動によって生じ得る被害を帰責させる対象として法的に選択・特定することもできない、と主張している（被告JERA準備書面（1）・14頁）。

かかる被告JERAの主張は、まさに、上記のような重合的關係が成立する場合に、特定の困難さゆえに被害者が不法行為による請求ができなくなってもかまわないとするものであり、不法行為法の理念に照らして不当な主張といわざるを得ない。

(2) 応分の責任に基づく割合的な排出削減義務

ア 排出事業者の応分の責任

気候変動により生じる危険は、その性質において地球規模であり、温室効果ガスは日本国内からだけでなく世界中から排出されている。被告らは、自らの排出量が、世界で占める割合が小さいことを理由に、自らの責任を否定している。

しかし、そもそも、被告らが本社を置く日本は、国連気候変動枠組み条約の締約国である。同条約の目的は、CO₂を含む温室効果ガスの大気中の濃度を、人間活動に起因する気候システムの攪乱を未然に防ぎ得る水準に保つことである。同条約は、全ての締約国がその固有の責任と選択により、気候変動を防ぐための措置を取るべきことを前提としている。そうすると、日本も、その排出に応じた責任（応分の責任）を負う。いかなる締約国も、他国に比べて自国の排出が比較的少なく、自国の排出を削減しても地球全体に対する影響は少ないことを理由に、自らの応分の責任を逃れることはできない（甲A8・4頁、26～28頁、アジェンダ事件最高裁判決参照）。

一方、被告らは、民間の排出事業者（非国家主体）であるが、わずか10社で、日本全体のエネルギー起源CO₂の約3分の1という極めて大きな割合を排出する大規模事業者であり、前述したとおり、他に先行して大幅排出削減が求められている、日本の国のCO₂排出量削減目標の成否を左右する地位にある主体である。また、企業活動として、化石燃料を燃焼させてCO₂の大規模な排出を行いながら発電による利益を得、また、将来的にも得ようとしており、それに対応する社会的な責任を負う。したがって、被告らは、CO₂の排出削減について応分の責任を負う。

また、自らの排出を削減しても地球全体に対する影響は少ないことを理由に、自らの応分の責任を逃れることはできない。このような主張を認めれば、民間企業は、誰もCO₂排出量を削減する責任を負わないこと

になってしまい、気候変動の深刻化を防ぐことができなくなってしまう。

イ 割合的削減義務

被告らは共同不法行為としてCO₂を排出しているところ、被告らが負う削減義務は連帯債務であるのか、割合的債務なのかが問題となる。

前述したように、危険な気候変動による被害は、いわゆる「重合的競合」による被害であるといえる。そして、前述の西淀川第2～4次訴訟判決は、重合的被害の場合には、結果の全体に対する特定競合者の行為の総体についての寄与の割合を算定し、その限度で賠償させることとするほかない、と判示した。

危険な気候変動による被害について、世界中のCO₂排出に対する、被告らの寄与の程度を具体的に特定することは極めて困難である。

かかる特定を請求者側に要求するとすれば、それは不可能を強いることとなり、前述のとおり、不法行為法の理念に照らして不当な結果を甘受せざるを得ないこととなる。

したがって、国際的なコンセンサスであるパリ協定及びグラスゴー気候合意に基づいて、国家に対して求められる応分の負担の水準に従って、比例的に（割合的に）、被告らにも排出削減義務が認められるべきである。このような結論は、前述したとおり、企業が人権を尊重するべきであるという国連指導原則をはじめとした指針の存在や、非国家主体にも個別の責任があり、独自の削減目標を追求するべきという国際的なコンセンサスが存在することからしても、正当化されるものである。

前述のハーグ地裁やハーグ高裁の判決は、まさにこうした観点から、比例的な削減義務を、民間事業者であるシェルグループに対して認めたのである。

(3) 小括

したがって、被告らの間には共同不法行為関係があり、被告らはそれぞれ、応分の排出削減義務として、原告らの請求に係る割合による排出削減の義務が認められる。

第5 被告ら火力発電事業者の排出削減責任

1 被告らが属する電力セクターは、最初に排出を削減し、実質ゼロとすべきとされているセクターであり、それが可能であること

(1) 被告らが排出するCO₂が気候変動を進行させること

第1で述べたように、地球温暖化による地球の平均気温の上昇は大気中のCO₂濃度の上昇によるもので、それはCO₂の歴史的累積排出量にほぼ比例している。排出源との地理的・時間的近接性に関係せず、森林や海洋に吸収されない限り大気中に残り続けるCO₂については、排出源からの追加的排出量を削減し、早期に実質ゼロにする以外に危険な気候変動を回避する方策はない。

I P C C 第6次評価報告書第1作業部会報告の図S P M 1 0（甲B4・28頁）に示されているとおり、被告らがこれから排出するCO₂はどれも地球温暖化を進め、気候変動を進行させる。即ち、気候変動による被害に責任を負うものである。

(2) 被告ら電力事業者は他の部門に先行して排出削減が求められており、1.5℃目標実現のための国際水準は被告らの最低限の削減の水準であること

石炭火力は単位電力量あたりのCO₂排出量がL N G火力の約2倍であり、またC C S（炭素回収貯留）技術による排出抑制も経済的・技術的課題が大きいため、石炭火力発電所を新設しないことはもとより、既存石炭火力発電

所も早期の段階的削減及び廃止が求められている。そこで、第1の5で述べたとおり、電力の脱炭素化を優先かつ先行して進める必要性は、科学が指摘し、かつ各国の共通認識とされている（甲A16号証）。

しかるに被告らは、他のセクターよりも早期の排出削減が求められていることを認めず、それを争っている（被告JERA準備書面（1）27、28頁）、被告電力8社第1準備書面25～27頁、被告神戸製鋼所準備書面（1）23、24頁）。このような被告らの主張こそが国際社会の水準から取り残された日本の現状を象徴しているといえよう。

気候危機の回避のために、1.5℃の実現に向けて国際協調による排出削減が世界共通の課題であり、日本は先進国でG7の一員である。その日本における火力発電事業者である被告らは、他の部門に先行して排出削減が必要とされている。即ち、被告らの排出削減義務の内容として原告らが求めている水準、すなわち、IPCC第6次評価報告書統合報告書において世界全体で1.5℃目標の実現のために要請されている水準は、被告らにとって最低限の遵守すべき水準であるというべきである。

2 被告らの排出削減に関する主張について

(1) OCCTOの見通しについて

被告電力8社及び被告JERAは、電力広域的運営推進機関（以下、「OCCTO」という）による「2021年度供給計画の取りまとめ「表3-4」について、「火力については、規制措置による効果等を考慮しない前提で、事業者単位で運転コストが安いものから順に発電量を積み上げているため、運転コストが相対的に安価な石炭火力の発電電力量が多く見積もられている。」という特定の前提・条件のもとで算出される電力量に過ぎないなどと主張し、被告電力8社が、火力発電について2030年度の電力量を2021

年度の93%程度とすることや2030年度の石炭火力発電所の電力供給を2021年度より増加させることを実際に計画し、又は具体的に見込んでいるものではないなどと主張している。

しかしながら、そもそもこの電力量の算定は、「発電事業者が自ら立てた計画に基づき発電電力量を算定し、それらを計上し」たものであり、実情とかけ離れているものではない。また、OCCTOによる2025年度と同報告（甲B120）にはこのような留保の記載はなく、どのような規制的措置によってどの程度石炭火力発電所による電力供給が抑えられる見込みかも示されていない。

なお、OCCTOの2025年度の供給計画の取りまとめ（甲B120）においても、2029年度における石炭火力発電の送電端電力量の割合は約29%、2034年度においても25%と見込まれており、これは政府が第6次エネルギー基本計画で掲げた2030年度の目標値である19%を大きく上回っている。このような状況は、排出総量に係る規制的措置が導入されるか、需要が大きく減少するものでなければ、火力電力業界全体としてのCO₂排出量が2030年時点でもほとんど削減されないことを意味しており、その傾向は特に石炭火力発電所を多数保有する被告らに顕著である。

(2) 石炭火力におけるアンモニア混焼、LNG火力における水素混焼は火力発電設備の延命策であること

被告電力8社は、「アンモニアの混焼や専焼は、日本政府が2021年に策定した第6次エネルギー基本計画においても火力発電における脱炭素燃料として位置づけられているのであって、被告ら8社がCO₂排出削減のためにこれらの技術の利用も想定することは何ら不当ではない」などと主張する（被告電力8社第1準備書面45頁）。第7次エネルギー基本計画についても同様の主張と考えられる。しかし、日本政府及び被告らが推進しているア

アンモニア混焼や水素混焼等の技術は依然として初期段階にあり、政府の計画によれば、2030年度の電源構成に占める水素・アンモニア発電の比率は約1%程度と見込まれているに過ぎず(第6次エネルギー基本計画)、第7次エネルギー基本計画でも2035年度はその割合は示されていない。被告神戸製鋼所も、「現時点におけるアンモニア混焼に関する技術の到達点としては特に争わない」と述べている(被告神戸製鋼所準備書面(1)32頁)。

このように、水素・アンモニア混焼の利用は、そもそも、2030年、2035年の大幅な排出削減に到底間に合わないものである。

また、化石燃料由来の水素からアンモニアを製造する過程で大量のCO₂を発生することから、グレーアンモニアのCO₂排出係数はLNGの水準に過ぎず、しかも、20%混焼の場合はその余の80%は石炭であって、CO₂排出削減効果は殆どなく、かつ高コストである(このことは、脱炭素イニシアチブの一つであるRE100による最新のTechnical Criteria(2025年3月24日)においても示されている)。しかも、これらは輸入に依存する計画である。仮に今後「グリーン水素」(再生可能エネルギー由来の水素)を用いてアンモニアを製造するとしても、そもそも再生可能エネルギーから得られた電力は、直接的に電力網に投入した方が効率的かつ合理的であり、これを火力発電に混焼して発電するというのは、技術的にも経済的にもおよそ合理性を欠く。

このように、水素やアンモニアを石炭火力発電所において混焼または専焼することによって、名目的にCO₂排出削減を図るという方向性は、本質的には石炭火力発電の延命措置にほかならず、気候変動対策の観点からも極めて不適切である。被告らがこのような技術に依存しつづけることは、脱炭素社会の構築に逆行するものである。

- (3) CCSも高コストで削減効果が不十分であるうえ、そもそも、火力発電及び鉄鋼などの産業部門からのCO₂の年間排出量（2023年で6億トンを超える）に照らして国内に貯留可能な場所も乏しく、現実性に欠け、火力発電の利用を延命させる宣伝に過ぎないこと

被告電力8社は、「CO₂回収技術については、すでに世界において多数の商用プラントが稼働している。また、国内においては、CCSやアンモニア混焼等について検討・実証が行われており、その商用化が期待されている。」などと主張している（被告電力8社第1準備書面44頁）。

しかし、日本国内には、回収したCO₂を安全に貯留できる場所は、経済産業省の調査でも、陸上における適切な貯留候補地は確認されておらず、極めて限定的である。たとえば、日本で初めて行われた大規模実証実験である苫小牧プロジェクトでは、3年8ヶ月かけて注入できたCO₂はわずか30万トンに過ぎず、今後の貯留可能見通しも限定的である。他方で、日本国内の石炭火力発電所から排出されるCO₂は、年間2億5000万～3億トンにのぼる。そもそもCCSは生産力の落ちた石油やガスの増産のために利用されてきたものであるうえ、今後の利用は鉄鋼など排出削減に課題がある部門で優先的な利用が想定されているものである。他方で、極めて高コストであるため、これまでも火力発電所からのCO₂の回収貯留の実績は世界で1、2ヶ所にとどまり、ほぼない（甲B118・自然エネルギー財団：CCS火力発電政策の隘路とリスク）。

また、国内の貯留場所が乏しいことから、海外の貯留地にCO₂を輸送することも計画されているが、新たな排出やコスト負担を招くもので、およそ現実的ではない。

加えて、CO₂は高濃度では生命に直接危険のある気体である。国内外で高濃度CO₂の漏洩による死亡・重傷事故が発生しており、CO₂の漏洩リスクは決して無視できない。

発電部門の脱炭素化は、発電コストが低下し、今後さらに低下が見込まれている再生可能エネルギーに移行することが不可欠であり、不可避なのであって、CCSへの過度の期待や依存によるのではなく、化石燃料から再生可能エネルギーへの早期の転換こそが求められている。

(4) 再生可能エネルギー拡大の可能性

被告らは、再生可能エネルギーの拡大可能性について、不知または実現性を議論できないなどを主張するが、そもそも再生可能エネルギーは、世界で急速に拡大している電源である。また、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）によれば、太陽光・風力発電設備が既存の石炭火力よりも安価な発電コストを実現しており、今や、再生可能エネルギーはすでに経済合理性のある主力電源となっている。

日本も再生可能資源に恵まれた国であり、電源の大部分を再生可能エネルギーに転換するためのポテンシャルは十分にある（訴状144頁以下）。とりわけ、輸入による化石燃料に依存してきた日本は、今後も輸入に依存する水素・アンモニア混焼による石炭火力などの延命や天然ガスの新設・リプレイスではなく、再エネの導入を拡大していくことが経済的にも合理的である。そのために、今後、求められるのは、再エネの出力変動に対応するための蓄電池や需給調整の技術の円滑な導入やネットワークの柔軟な運用のための基盤整備である。

実際に、複数の先進国が電力の100%再エネ化を具体的な政策目標として掲げていることが、この実現可能性を裏付けている。例えば、ドイツは2030年に電力消費の80%を再エネで賄い、2035年には100%再エネ達成を国家目標として明記しており、電力網の整備や洋上風力などの設置を急速に進めている。

3 被告らの排出削減目標及びその方策は極めて不十分であること

(1) 被告らの排出削減計画及びその実態

被告らの排出削減目標及びその方策が、被告らに求められる削減の水準に照らして極めて不十分であることは訴状でも指摘したところである。原告第2準備書面による求釈明に対する回答を待って、各被告についてさらに補充する予定であるが、すでに明らかになっているデータによっても、被告神戸製鋼所およびその石炭火力による電力を購入している関西電力の計画及びその取組みは著しく不十分であるので、本書面において付言しておく。

(2) 被告神戸製鋼所の排出実態と今後の見通しについて

被告神戸製鋼所は「火力発電所を運用しておらず、そもそも原告らの請求対象として被告神戸製鋼所が被告とされていることには理由がない」と主張する（被告神戸製鋼所準備書面（1）12頁）。

被告神戸製鋼所は、粗鋼の需要減により神戸市灘区における製鉄業の上工程を2017年に廃止して加古川製鉄所に統合し、その跡地で100%子会社であるコベルコパワー神戸（2002年、2004年）に継いでコベルコパワー神戸第二（2022年、2023年）を稼働させ、コベルコパワー真岡（2019年、2020年）を設置して発電事業を展開してきた。



図8 被告神戸製鋼所の粗鋼生産量

出典：各年の被告神戸製鋼所有価証券報告書から原告ら訴訟代理人作成

この間の被告神戸製鋼所加古川製鉄所及び神戸製鉄所のエネルギー起源CO₂は下図のとおりであり、神戸製鉄所の上工程を加古川製鉄所に統合後も製鉄事業からの排出量の合計は微減にとどまる。

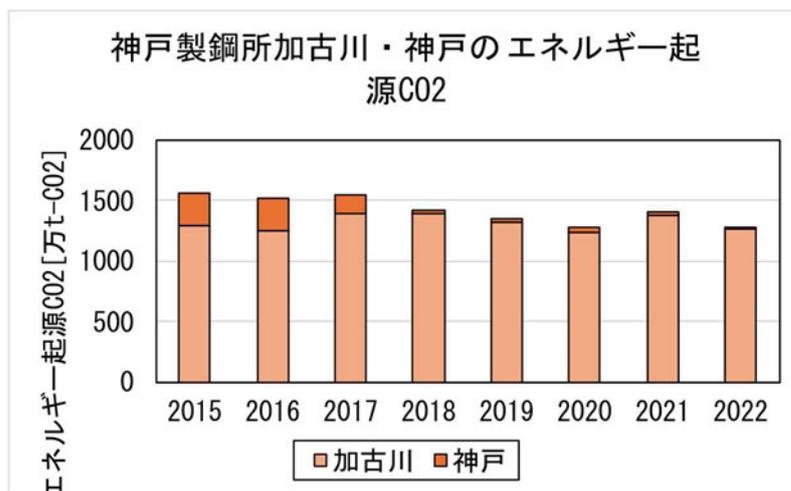


図9 被告神戸製鋼所加古川・神戸のエネルギー起源CO₂

出典：排出量算定報告公表制度のデータに基づき原告ら訴訟代理人作成

被告神戸製鋼所の2024年統合報告書（甲D3）では、売上高や経常

収益については電力部門を挙げており、経常利益の約半分を電力事業が占めている。

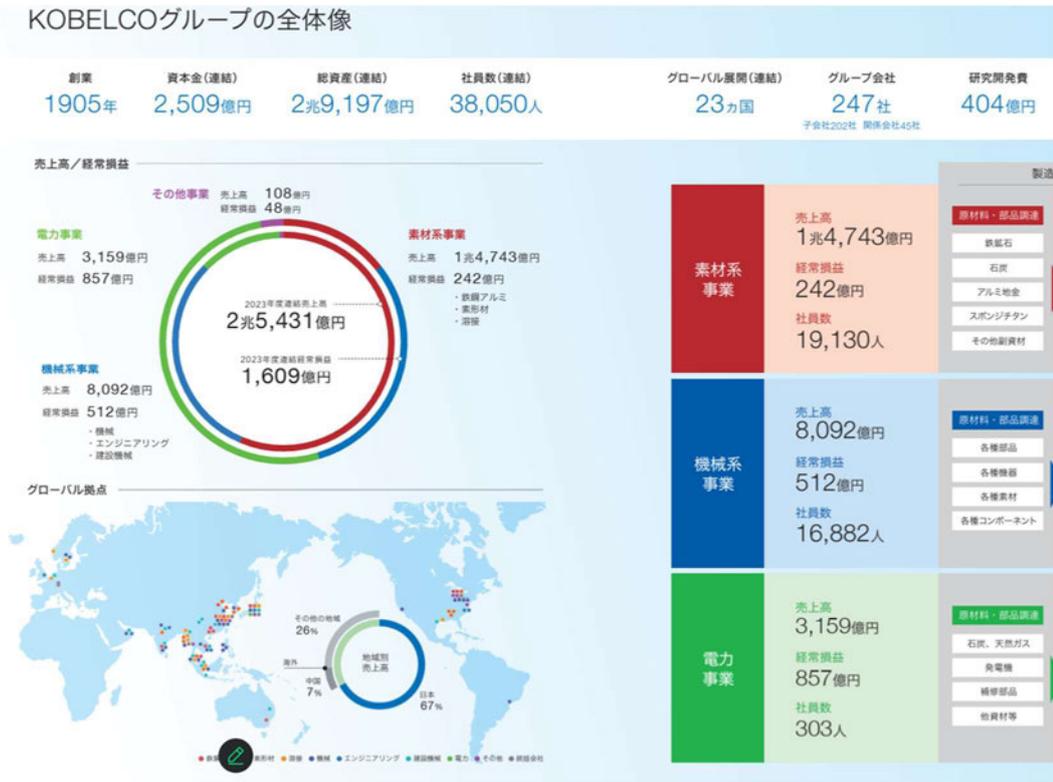


図10 コベルコグループの全体像

出典：被告神戸製鋼所統合報告書（甲D3・21頁）

しかし、エネルギー起源CO₂排出量については、子会社等が外部に販売した電力に相当するCO₂排出量は含まないとして、売上高や経常利益についての記述では特筆すべきウェイトを占める発電事業からのCO₂排出量にはまったく触れていない。

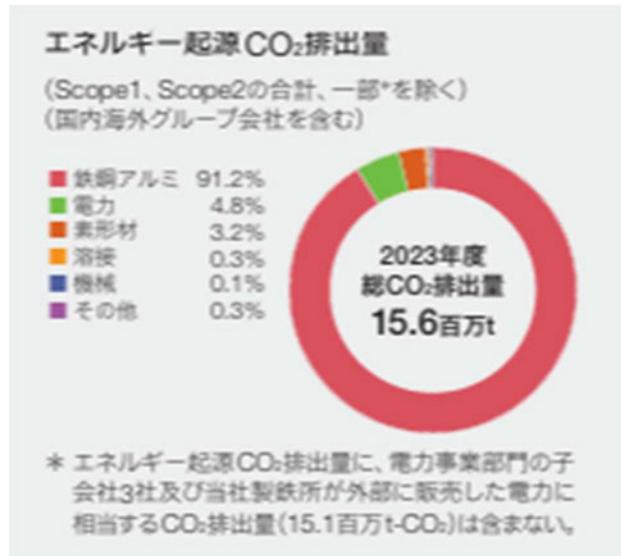


図11 エネルギー起源CO₂排出量

出典：被告神戸製鋼統合報告書（甲D3・78頁）

コベルコパワー神戸及びコベルコパワー神戸第二における電気は全量販売する契約によって被告関西電力に売電しているところ、被告神戸製鋼所は、「被告神戸製鋼所が自由にその販売電力にかかるCO₂排出量をコントロールできるものではない。」と述べており（被告神戸製鋼所準備書面（1）30頁）、さらに2030年の電力事業による全体の排出量目標は具体的数値で定められておらず、削減の意思すら疑わせると言わざるを得ない。

下図は、2013年度から2023年度の火力発電からのCO₂排出量である。なお、2023年度のコベルコパワー真岡の排出量は公表されていないので、ここに含まれていないが、2033年の排出量はコベルコパワー第2の4号機が本格稼働したことによって大幅に排出量が増加し、今後もその水準で排出が続くとみられる。

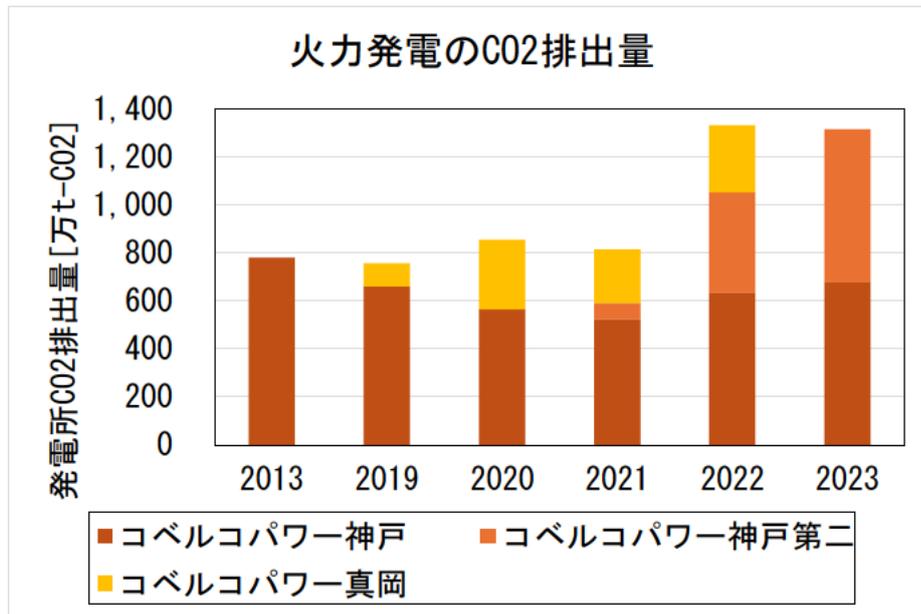


図 1 2 被告神戸製鋼所の火力発電によるCO₂排出量

出典：2022年度までは排出量算定報告公表制度のデータに基づき、2023年度については被告神戸製鋼所3・4号機設置計画事後監視結果報告書（令和5年度）（甲D4号証・215頁）のデータにより、原告ら訴訟代理人作成

被告神戸製鋼所がその準備書面（1）31頁で述べる「カーボンニュートラルに向けたロードマップ」（丙4）では、2030年頃としては、石炭火力についてはバイオマス混焼の開発・実証による高効率化、アンモニア混焼が記載されるのみであり、ガス火力については現状維持に過ぎない。被告神戸製鋼所統合報告書2024でも、気候変動への対応としてCO₂排出量については発電部門からの排出量は含まれておらず、発電部門の対策は下記のとおり、具体的な年次や排出量目標の記載は何もない。

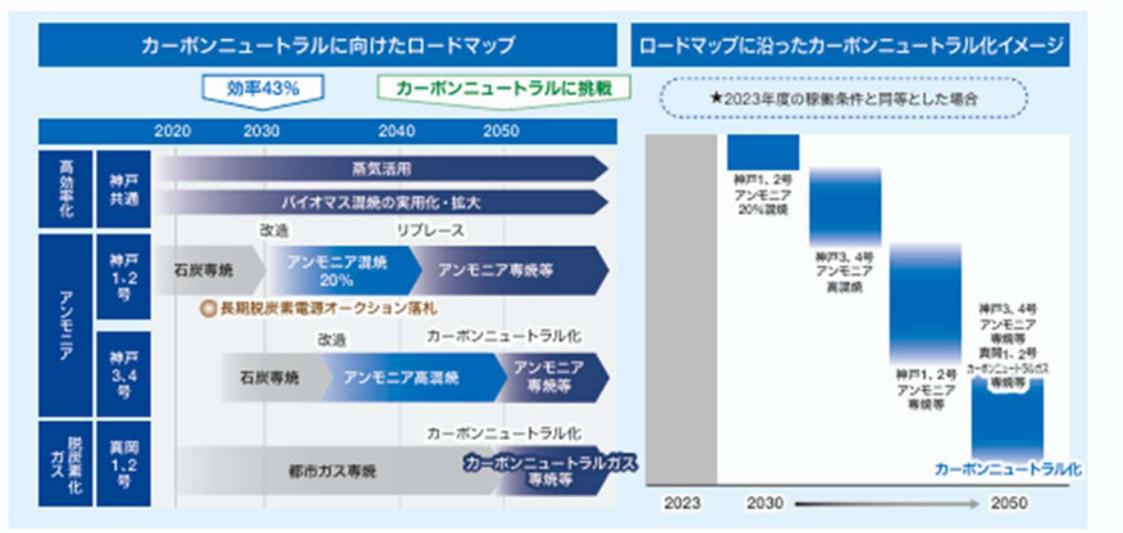


図 1 3 神戸製鋼所グループのカーボンニュートラルに向けたロードマップ

出典：被告神戸製鋼所統合報告書2024（43頁）

同準備書面（1）ではまた、コベルコパワー神戸及びコベルコパワー神戸第二がGXリーグに加盟していると述べる（同31頁）が、ここで述べる2030年の排出量は「高効率化のみを前提として2030年の排出量を設定した」というに過ぎず、1.5℃目標に向けてCO₂排出削減目標を量的に定めた目標とはいえない。また、2035年についての言及はない。

GXリーグにおける補足説明（丙4・2頁）に、被告神戸製鋼所は発電所の増設により「CO₂排出量は増加いたします。」、当該増設はコベルコパワー神戸第二が被告関西電力の「入札募集に応募し、落札された電源であり、当社および関西電力株式会社が適切に対応することで、卸供給先（である関西電力）と併せたCO₂排出量は増加しておりません。」（下線は原告ら訴訟代理人による）と記載されており、排出が削減されるとさえ記載されておらず、図14にあるように、原単位の改善目標もわずかである。

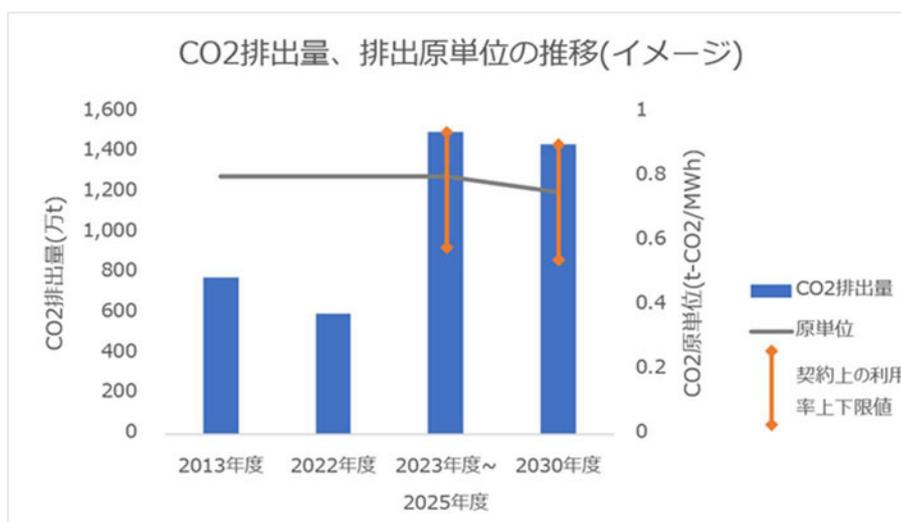


図14 CO₂排出量、排出原単位の推移

出典：GXリーグ目標設定（丙4・3頁）

(3) 被告関西電力の排出削減計画及び実績と今後の見通しについて

被告関西電力も「ゼロカーボンビジョン2050」を掲げ、被告関西電力及びそのグループ企業の中期目標（2030年の排出削減目標）は「温室効果ガス排出量（年間）につき、2030年度（まで）に、(i)事業活動による排出量については2013年度実績（4710万tCO₂）から70%削減（削減後：1400万tCO₂）、(ii)サプライチェーン全体の排出量については2013年度実績（8740万tCO₂）から50%削減（削減後：4370万tCO₂）を目指す（丁5）」というものである（被告電力8社第1準備書面41頁）。

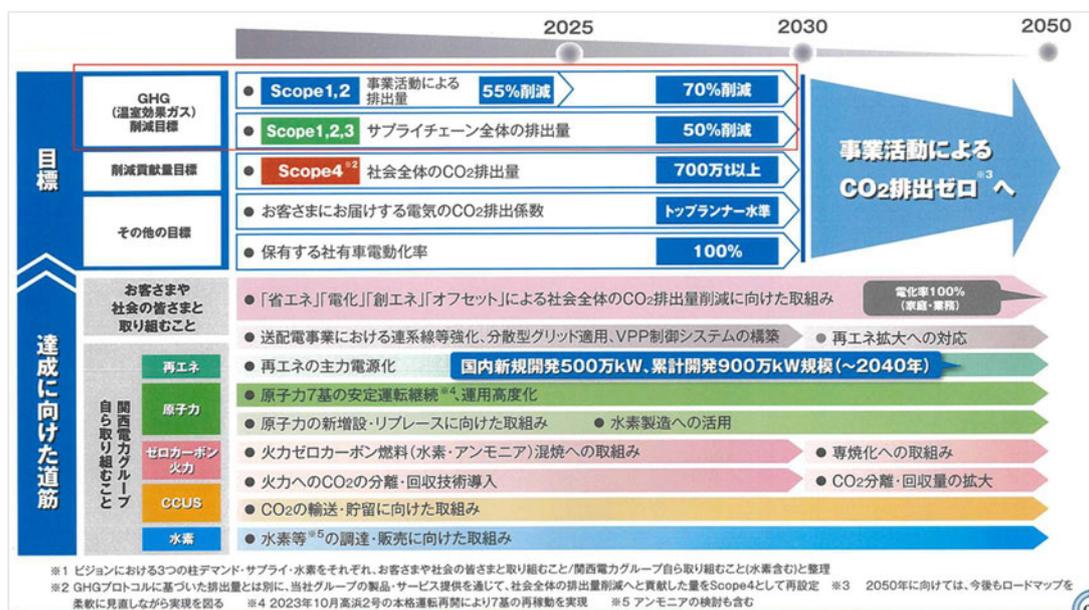


図15 被告関西電力の「ロードマップの全体像」

出典：被告関西電力ゼロカーボンロードマップ（丁5・2頁）

火力についての対策は、火力由来の水素・アンモニアをゼロカーボン燃料とし、その「混焼への取組み」、「CCS」「CCUS」に向けた取組みをいうに過ぎず、具体的内容は示されていない。

丁5号証には、以下のように図示されている。コベルコパワー神戸及びコベルコパワー神戸第二からの購入電力はスコープ3のなかに勘定されているが、具体的な明示はない。

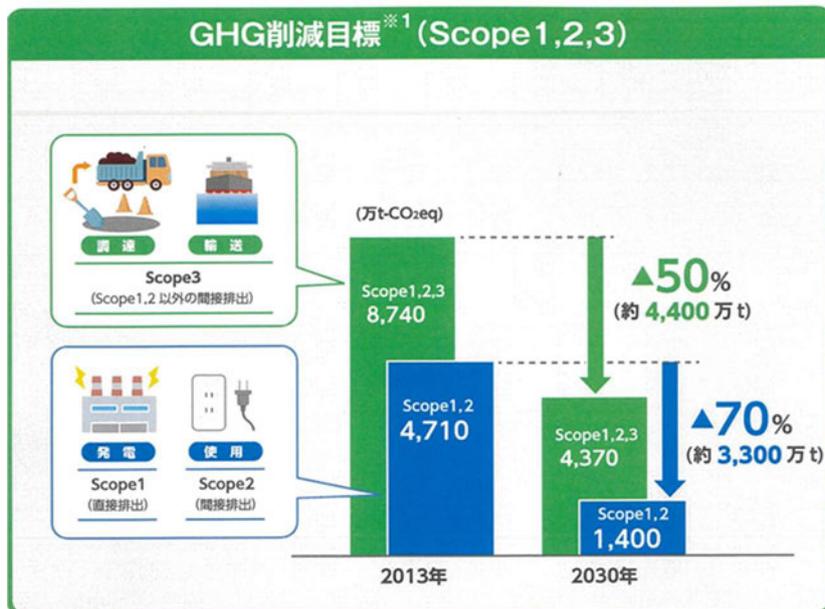


図 16 コベルコパワー神戸らのGHG削減目標

出典：被告関西電力ゼロカーボンロードマップ（丁5・4頁）から

下の図17は、スコープ3に計上されている被告関西電力の発電部門起源のCO₂排出量（青色部分）の推移及びコベルコパワー神戸及びコベルコパワー神戸第二の排出量を加えたものである。同図によれば、被告関西電力の計画では、関西電力自身が保有する火力発電と被告神戸製鋼所及び被告Jパワーなどから調達した火力発電由来のCO₂排出量についてみれば、その2030年の合計量は2019年に比べて15%程度、減少するに過ぎない。

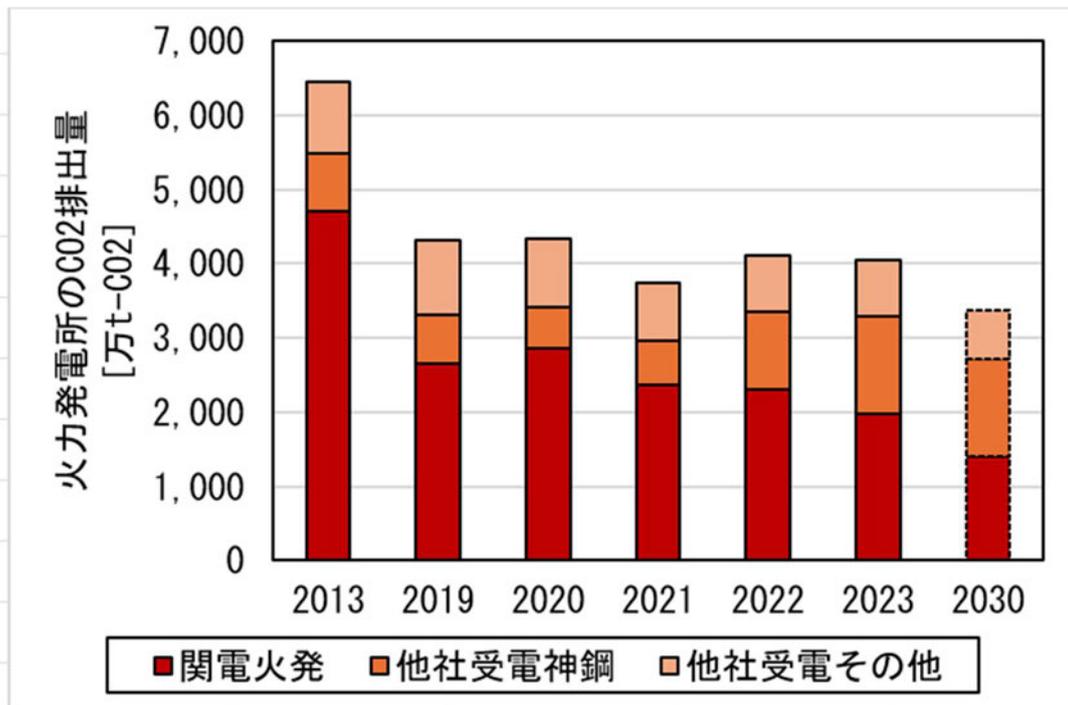


図17 被告関西電力の火力発電所のCO₂排出量

出典：2022年度までは排出量算定報告公表制度のデータから、被告関西電力の2023年度については、排出量算定報告公表制度データの2022年度値に、被告関西電力統合報告書の関電（グループ）2022年度と2023年度の削減率をかけて算出したデータから、2030年度は被告関西電力については同統合報告書、他社受電のうち被告神戸製鋼所は2023年度実績から推計、被告Jパワーについては廃止が公表されている高砂石炭火力のみを控除して推計したデータに基づき原告ら訴訟代理人作成

なお、被告関西電力の発電量における再生可能エネルギーの比率は、大型水力発電以外の太陽光などは0.01%に過ぎない。

関西電力										
発電量 1000kWh										
	発電量 1000kWh									
	原子力	火力計	石炭	石油	LNG	その他火力	一般水力	新エネ計	合計(揚水除)	受電
2013	9,302,750	92,138,258					12,159,087	11,503	113,611,598	38,930,944
2014	0	95,232,643					12,631,354	11,245	107,875,242	38,415,914
2015	805,272	86,630,744					14,848,861	11,673	102,296,550	36,820,517
2016	0	81,605,504	13,166,933	6,579,207	61,859,364		12,256,713	10,872	93,873,089	
2017	12,907,537	67,855,042	13,215,340	1,899,766	52,739,936		12,802,276	11,562	93,576,417	
2018	30,092,475	61,217,123	10,518,845	1,232,814	49,465,464		12,054,729	9,044	103,373,371	
2019	26,717,217	57,916,955	10,190,063	224,808	47,502,084		11,929,784	11,465	96,575,421	
2020	15,335,042	61,453,667	10,002,380	1,712,578	49,738,709		11,380,550	11,718	88,180,977	
2021	33,553,427	46,975,771	11,241,838	3,572,861	32,161,072		12,289,723	11,469	92,830,390	
2022	26,543,680	45,402,790	10,302,190	4,122,300	30,978,300		12,078,417	12,027	84,036,914	
2023	42,084,660	39,229,503	10,727,366	562,430	27,939,707		11,702,713	11,230	93,028,106	

出典：電力調査統計

表1 被告関西電力の電源別発電量及び受電量

出典：電力調査統計から原告ら訴訟代理人作成（2016年以降はデータが公表されていない）

- (4) 被告神戸製鋼所及び被告関西電力は1.5℃目標の実現に向けて応分の負担をする意思を示していないこと

被告神戸製鋼所及び被告関西電力もまた、2050年カーボンニュートラルを標榜するものの、1.5℃目標には同意しておらず、2050年カーボンニュートラルを実現する経路もその根拠も示されていないのであり、被告神戸製鋼所及び被告関西電力が危険な気候変動の回避のために応分の負担をする意思があるとは到底いえないものである。

第6 被告らによる求釈明について

1 民法709条に基づく差止請求権について

- (1) 民法709条の定める要件を充たせば、差止請求権が発生すること

被告JERAは、「民法709条の定める要件を充たせば、それのみで差止

請求権が発生すると主張するのか否か」という旨釈明を求めている（被告 J E R A 準備書面（1）20頁）。ここで、被告 J E R A のいう「民法 709 条の定める要件」は、必ずしも明確ではない。

民法 709 条については、判例法理や学説において解釈が積み重ねられており、本件訴訟の差止請求においても、上述のとおり民法 709 条に基づく差止請求の場合について、民法 709 条を解釈して導かれた要件を充たせば、差止請求権が発生する。その要件及びその要件を充足することについては、前述のとおりである。

2 「国際的な公序」について

- (1) 「国際的な公序による基準」に基づく水準を下回る削減は、原告らに対する違法な権利侵害となること

被告 J E R A は、原告らが「国際的な公序」の内容を構成すると主張する数値（本件削減目標）が、それをわずかでも下回れば、直ちに個人に対する違法な権利侵害という評価を導くものとして設定されていると主張するのか、釈明を求めている（被告 J E R A 準備書面（1）21頁）。

原告らは、「国際的な公序による基準」に基づく削減水準を超える排出が権利侵害をもたらすこと、及び、このような排出が被告らについては違法であることを主張するものである。「国際的な公序による基準」に基づく削減水準を超える排出が違法となる法的根拠については、違法性に関して別途述べたとおりである。

- (2) 民法 90 条にいう「公の秩序」について

被告 J E R A は、「国際的な公序」が、民法 90 条にいう「公の秩序」と同義か否か等の釈明を求めている（被告 J E R A 準備書面（1）21頁）。

しかし、原告らは、これまで民法 90 条にいう「公の秩序」について主張

を行っておらず、釈明の要を見ない。なお、今後原告らが民法90条に基づく主張を行う可能性は留保する。

以上